

いうふうに割り切らずに、全般的に横に広がつてゐるところが過疎対策の上からも非常に大事だと用意されていますので、これは大臣、初めてお聞きになつたと思いますから答弁は要りませんが、郵政省の姿勢の中に、せつかく大臣がそうお考えになつておられるのに、この「ふれあい郵便」という制度について私はまだ公式に認知をされていないくて黙認という形で行われておる、こういう実態があるということと、きょうの主題ではありませんからもう答弁は要りませんが、大臣の耳に入れておきたいと思います。何かありますか。——別にいいですね。

私、不勉強でよくわからないのですが、これだけは保険局長さんにお伺いするのですけれども、貯蓄あるいは預金それから貯蓄、保険と、金融業界についてこういろいろな言葉がありますが、これは定義すればどういう違いがあるのか、ちょっと知らしてもらいたいのです。

金融商品という側面がかなり注目されでくるようになってまいりましたので、ただいまのようなな話になつたのではないかとも押察するわけでござります。

ございませんが、私どもの受け取り方ということとで申し上げますと、まず貯蓄でございますが、私どもの理解ではお金をためるということで、たぶん

そのため方を、たんすにしまつていうのではなくてがんばつて、一般的には銀行とか郵便局とかという金融機関に預けたり、さらには私どもの保険に入るといふようなものも貯蓄の一つということで一般的に言われておるようだ理解をいたしております。

そこで、さらに貯金でありますけれども、一般的な使い方としては、郵便局とか農協にお金を預けますときに貯金という言葉をどうも使っておるようございまして、預金と言う場合には銀行とか信用金庫などに使われるようですが、感じとては、貯金と言う場合は比較的庶民的とかあることは零細とかいうようなイメージがやはりあるよ

るときには預金というような言葉で表現している
ではありませんして、特に大量のお金を会社などが預け
るところが、保険というものにつきましては、も
ともと発生は、特に死亡というような特定の偶發
的な事故が起きました場合に保険者としてその一
定の保険金をお払いする、そのかわり一方の契約
者の方は、月々なりあるいは決めたお金をわざ
る保険料というような形で保険者の方に払うとい
うような仕組み、これを保険というふうに言つて
いるのではないかと理解をいたしておるところで
ござります。

○阿部(末)委員 確かに私は、概念としてはそう
いうものだと思うのですけれども、例えば、近時
保険の方が利回りがいいから金融市場で保険に入
っていく。つい先般の新聞では、保険残高の伸び
が郵便貯金の残高と逆転するのではないかといいう
ような新聞記事もあるくらい貯金、いわゆる貯蓄
と保険がひっくり返るような状態になつてきた。
そうすると、保険はもはや不慮の事故等に対する
保障というよりも金融の手段として使われる時代
になつてきた。そういうような気がしましたので
ちよつとお伺いしてみたわけですけれども、そ
いう意味では、金融市場では截然と区別しがたい
時代に入ってきた。私はそういうような気がいた
しますが、これは後ほどいろいろかかわりがある
からお伺いしたわけです。

そこで保険局長に伺いますが、分けて言いま
す。簡易生命保険と民間の生命保険はどういう違
いがあるのですか。

○白井政府委員 これも欣迎に説法でございます
が、もともと簡易保険と言われましたのは、先生
御案内のように無審査保険ということにつけた名
前だと思っておりますが、この簡易保険、つまり
無審査の保険というのが当初は私どもの郵政省が
独占でサービスを提供しておった、それが戦後は
民間の生命保険会社にもこうしたサービスが開放
されましたので、今日においては郵政省の独占で
はもちろんございませんけれども、もともと簡易

あります。特に大量のお金を会社などが預けるときには預金というような言葉で表現しているのではないかと思います。

ところが、保険というものにつきましては、もともと発生は、特に死亡というような特定の偶発的な事故が起きました場合に保険者としてその一定の保険金をお払いする、そのかわり一方の契約者はの方は、月々なりあるいは決めたお金をいわゆる保険料というような形で保険者の方に払うというような仕組み、これを保険といふように言つていいのではないかと理解をいたしておるところでございます。

○阿部(末)委員 確かに私は、概念としてはそういうものだと思うのですけれども、例えば、近時に保険の方が利回りがいいから金融市場で保険に入っていく。つい一般の新聞では、保険残高の伸びが郵便貯金の残高と逆転するのではないかといいうような新聞記事もあるくらい貯金、いわゆる貯蓄と保険がひっくり返るような状態になってきた。そうすると、保険はもはや不慮の事故等に対する保障というよりも金融の手段として使われる時代になってきた、そういうような気がしましたのでちょっととお伺いしてみたわけですけれども、そういう意味では、金融市場では截然と区別しがたい時代に入ってきた、私はそういうような気がいたしますが、これは後ほどいろいろかかわりがあるからお伺いしたわけです。

という名前がついたやえんはそういうことだつたまことに申上げました。今日では民間の生命保険会社におきましてはも審査の保険も販売をいたしておりますので、そういう意味では簡易保険と民間の生命保険とを区別するという根柢はなくなつたと思つておりますが、あえて申しますと幾つかの相違点が挙げられると思います。

まず、何よりも一つは、簡易保険というのは私ども国営の事業として提供しておるということになります第一の特色であろうかと思います。それがひいては國という信用を背景にした事業であるとか、あるいは先ほど大臣の方からもお答えを申し上げたところでございますけれども、国営事業としての立場から全国至るところに地方郵便局を配置して、その郵便局を通じてサービスを提供しておりますとかという国営事業としての側面というのが非常に大きな特色を持つておると思うわけでございます。

それから、その国営事業との関係で二つ目の特色として考えられますのは、国営事業でありますので、サービスの基本にかかる部分でございますとか、あるいは事業の運営の根本にかかる点につきましては、あるいは法律で国会の御審議をいたやすくとか、あるいは予算面で国会の御審議をいたやすくといふような形をとつております。その辺が民間と違つておりますので、そのためには簡単保険については加入について給額制限額がありますとか、あるいは資金の運用について一定の枠があるとかというようなことが結果として出てくるということになるのではないかと思います。

しかし、私どもとしては、サービスの一番の特色としては、全国もうどんなところに住んでいらっしゃる方も私どものサービスは同じように等しくご利用をいただけるということを一番の大きな特色として、あるいはそういう特色を生かして仕事を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

という名前がついたやえんはそういうことだった
というふうに聞いております。ただいま申し上げ
ましたように、今日では民間の生命保険会社にお
きましても無審査の保険も販売をいたしております
ので、そういう意味では簡易保険と民間の生命保
険とを区別するという垣根はなくなつたと思つて
ておりますが、あえて申しますと幾つかの相違点
が挙げられると思います。

まず、何よりも一つは、簡易保険というのは私
ども国営の事業として提供しておるということとか
まず第一の特色であるうかと思います。それがひ
いては國という信用を背景にした事業であると
か、あるいは先ほど大臣の方からもお答えを申し
上げたところでございますけれども、国営事業と
しての立場から全国至るところに地方郵便局を配
置して、その郵便局を通じてサービスを提供して
おりますとかという国営事業としての側面といふ
のが非常に大きな特色を持つておると思うわけで
ござります。

それから、その国営事業との関係で一つ目の特
色として考えられますのは、国営事業であります
ので、サービスの基本にかかる部分でございま
すとか、あるいは事業の運営の根本にかかる点
につきましては、あるいは法律で国会の御審議を
いただくとか、あるいは予算面で国会の御審議を
いただくというような形をとっております。その
辺が民間と違つておりますと、そのため例ええば

じく第一條「當利を目的としない」というのが一つありますね。これはどうお考えですか。

○白井政府委員 国営事業として私どもの事業は当然當利を目的としない事業でございます。ただ厳密に申し上げますと、現在あります特に大きい保険会社というのは、時々問題になつておるようあります。ですが、相互会社という形をとつております。それで、株式会社という形態をとつた会社が大変少ないのでございます。その場合、考え方としては、相互会社も一應非當利という看板を掲げております。そこで、株式会社といふ形態をとつた会社が大変少ないと申上げなかつたわけでありますけれども、私どもの国営事業に限つて申し上げますと、たゞいま先生がおつしやいましたようにまさに非當利のものでございまして、運用によつて利益が得られますとそれはすべて加入者の方々に剩余金としてお返しをするということになつております。事業として何か利益を上げるというような仕組みには全くないところでございます。

○阿部(未)委員 大臣、そこがやはり非常に重要なところで、これは国営事業であり支払いについては國が責任を持つ、同時にこれは當利を目的としている。そこを国民の皆さんに理解していたがくことが非常に大事ではないのか。したがつて、利益が上がれば皆還元をする、私はこれが簡易生命保険の特徴みたいなものじゃないかと、いう気がするわけなんです。その辺はもう少し仕事をされる上、まあ営業という言葉を使いますが、営業の上でも十分留意をして、郵政省の簡易生命保険は當利を目的とした仕事ではありません、したがつて利益は国民に還元されていく、これは何もないが、私はそういうような気がしますので一言申し上げておきます。何かあれば——いいです

か。

それでは、次に参ります。

この法案が出されまして私はしみじみ考えたの

○白井政府委員　国営事業として私どもの事業は、だつたと思うのですけれども、郵便年金法でも同じく第一条「當利を目的としない」というのが一つありますね。これはどうお考えですか。

当然當利を目的としない事業でございます。ただ厳密に申し上げますと、現在あります特に大きい保険会社というの、時々問題になつておるようあります。が、相互会社という形をとつておりますとして、株式会社という形態をとつた会社が大変少ないわけでござります。その場合、考え方としては、相互会社も一応非當利という看板を掲げておるようでございますので、あえて非當利といふことを申し上げなかつたわけでありますけれども、私どもの國営事業に限つて申し上げますと、たゞいま先生がおつしやいましたようにまさに非當利のものでございまして、運用によつて利益が得られますとそれはすべて加入者の方々に剰余金としてお返しをすると、ことになつておりまして、事業として何か利益を上げるというような仕組みには全くなつていらないところでございます。

○阿部(未)委員　大臣、そこがやはり非常に重要なところで、これは國営事業であり支払いについて、利益が上がれば皆還元をする、私はこれが簡易生命保険の特徴みたいなものじやないかという

の二では、定期保険は掛け捨てでありますよといふことを決める、それは私も十分承知をいたしております。しかし、例えば今度の法改正の十五条の二につきまして申し上げますならば、十五条の二では、定期保険は掛け捨てでありますよといふことが原則になつておる、ところが今度新しく生存中に給付ができるという制度をつくる、こうなつておりますけれども、その中で、趣旨ははつきりわかりましたが、生存中にその保険をお払いする、その内容は一体どういうものなのかということ、これは約款がなければ全然わからないのです。ところが、その約款についてはだれも私どものところに資料として見せていただいていない。ですから、約款も見ないでこれだけ見ると、趣旨はいいけれども内容はどんなものだらうかと、いうことを当然疑問を持ちます。これだけ読んでも、今までの掛け捨てで一銭も返つてこなかつた定期保険に、これからはある年数たてば生存中にもお返ししますよ、いつごろどんなんふうに返してもらえるのか全然わからぬわけでしょう。それで法案の審議をせいと言われても、なるほど趣旨はいいけれども一体内容はどういうことなのか、これが全然わからぬ。これは私は極めて不親切なやり方で、こういう法案を審議するときには、この内容はこういうものになるのですという、せめて約款の大綱ぐらいのものはつけて出すべきではないかと思うのですが、どうでしょ。

具体的にこの十五条の二の関係でござりますが、生存中にどういう形で、つまり「期間」とは何年かというお尋ねかと思いますが、私どもの現在の案では、この生存保険金の定期保険につきましては二種類の期間の定期保険を設けたいと思っております。十年の生存保険金つき定期保険と十五年のものを考えておりますが、十年の場合には五年、七年、九年という三回に生存保険金を払う。それから十五年のものにつきましては五年たつてから、五、七、九、十一、十三と、二年おきでございますが五回払うというような保険を考えたいということで約款の案を検討中でございます。

○阿部(未)委員 大臣、今お聞きのように、趣旨はなるほどそういうものかと思つても内容がわからぬ、聞いて初めて、生存中に払う給付金は五年、七年、九年と、こういくんだというお話をあがりましたし、それは十年物もあれば十五年物もありますから、一概に内容を詳細に述べよといふんじゃないのです。大綱ぐらいは、何年ごとにどのくらい返す。

それで、この趣旨から言えど、従来の定期保険という掛け捨ての部分と、それから新しく生存に対する部分が出てくれば、当然掛金は割り増しになりますね。その割り増しの掛金に対して生存中にお返しするという原則的なシステムだと思うのですが、例えて申し上げますと、保険金額百万円の定期保険、月額一萬円の保険料の払い込みをして、この場合に、従来ならばそれで掛け捨てで終わり。ところが、これを例えば十五年物ならば、五年、七年、九年、十一年、十三年で返していく。その場合に掛金の割り増しが、今まで一万円の掛け捨てであつたものが生存保険をもらつたために一万五千円の掛金を月額にする。月五千円が増えますから年間六万円でしよう。年間六万円掛けしをしたものが五年目には少なくとも五、六十万にはなるはずなんです。五年目に返すときどれくらい生存保険が返ってくる予定なのか。その額が三十万に満たないようなものであるならば、そんなものをつけたって意味はないのです。

一体どんなことになるのですか。
○白井政府委員 ただいま先生、例えということでおっしゃいましたので、まあ私どもの実例で、よつと申し上げさせていただきますと、前提出しては、保険金が先生おっしゃいました百万円。保険期間は先ほど申し上げた十年で、加入される方が三十歳で男性の方だという前提を置きまして、保険の場合は月に四百十円というものが掛けられますので、十年間で月々掛けているのを全部トータルいたしますと四万九千二百円といふことになりますので、九年間で保険料を払うということになりますので、十九万六千五百六十円ということがトータルの金額になります。それで、その差額というのは十四万七千三百二十円ということになるわけですが、先ほど申し上げましたように、十年の場合は三回、生存保険金が払われますので、百万の場合は一回五万円ずつ、三、五、十五、十五万円が生存保険金として戻るということになつておりますので、若干生存保険金分の負担が少し少なくなつておるというふうな数字になつておるわけです。
それで、この数字は実は私どもの数理の専門家が保険数理に基づいて計算したものでありまして、掛け捨ての保険の場合と生存保険金がつぶく場合とどちらが得とかどちらが損というものは数理的には本来はないわけでございまして、これはまだ加入していただく方の好みとかいうようなことによってお選びいただくことになるわけでござります。

うのです。そのときに、割り増しになつた掛金の分が金利を付して、一般の金融機関に預けたものと例えば郵便局で言いましょう、郵便局の定期貯金にした場合と、定期は一遍にせにやならぬ、片方は月々掛けていきます、そうすると積立てですから、積立貯金した場合の利息、五年間の利息、七年間の利息、割り増し分に対する利息を含めて元本でどのくらいの利回りになるのかということが金融選択上の大きいポイントになると私は思うのです。どのぐらいになりますか。

○白井政府委員 ちょっと今まで細かな資料が出てまいりませんが、私どものところでは特別のケースについて簡単にちょっと計算をしたことがあつたと思いますけれども、まあどうちが得、どうちが損というような感じにも余りならないようでございます。

と申しますのは、私どもの保険につきましては、剩余金といふいわば配当を最後にお払いさせていただくことが一種の特色になつておるわけですね。この剩余金といふのは、毎年毎年の決算を締めましてどれだけの剩余が出たかということをもとにして、それぞれの加入者の方に配分をするということをやつておるものでして、これが今後どの程度私どもの経営努力が実つて剩余金が出るかということにかかわつてくるのですから、厳密な比較がちょっとしくいというようなことがあります。その上、かえて加えて、貯金といふのは私ども郵政省の仕事でござりますので、どちらもそれぞれの特色があるというふうに申し上げさせていただきたいと思ふ次第でござります。

○阿部(未)委員 わかりました。

ただししかし、加入者の側からすれば、それがどうのくらいいの利回りになるのかということは金融選択上非常に重要な課題になつてくる。なるべくわかりやすいものを出してやらないと選択上困るのではないか、そういう気がしますから申し上げておきます。

Digitized by srujanika@gmail.com

事故が起つた場合は効力がない、こうされておられたのが、新しい法律では括弧をつけて「(保険約款の定める保険契約を除く。)」ただこれだけ違うのですね。今まで六ヶ月たたなければ効力がありませんよと言われたものとどう変わつてくるのか、そのところをお伺いしたい。

○白井政府委員　どうも法律の書き方が大変わかりにくくなつておりますて恐縮でございます。
ざくばらんに申し上げますと、現在あります家庭保険につきましては、すべて六ヶ月たたないとだめだという意味のこの規定は約款で外したい、つまり六ヶ月たたなくとも、主たる被保険者、つまり一番の稼ぎ手の方が亡くなつた場合にも保険の効果をずっと続けていくようにしたいと、いうのが今度の改正の趣旨でござります。

それでは、わざわざなぜその括弧書きで「保険約款の定める保険契約を除く。」というふうな書き方をしたのかといふことでございますが、現在家族保険については三種類の家族保険を設けておりますが、これからそれぞれの国民の方々の御要望というのを考えますと、また別の家族保険といふのも十分考えられるわけでありますて、そのときには、場合によると、このような六ヶ月を経過してからでないとその効果を続けていくといふことをしない方がいいのではないかというのもあり得るかもしらぬということで、法律上はこのような書き方をさせていただいたということになります。

○阿部(未)委員　一般的に見ますと、これはやはり六ヶ月を過ぎなければ、六ヶ月前にあつた場合にはだめなんだな、いわゆる法定伝染病とか事故といふような場合以外は六ヶ月以内に起きても効かず、こうも読めるのですよ。では一体括弧書きだけをつけた、約款に定めるものを除く、これは何だろうか。これもまた非常にわかりにくくて説明にくいのですが、常識的に言うならば、面接義務の違反とか告知義務の違反という事項がなければ、効力が発生したその日から家族保険につ

○白井政府委員 現在ございます家族保険については、そのように御理解いただいて結構でございます。

○阿部(未)委員 あと、同じようなくさん約款によるところは多いんです。もうこれは、全部數え上げると切りがありませんから、各行そうですね。改正の部分については全部、約款の定めるところによるということにしかなっていないのですよ。ですから、内容が本当にわかりません。どう変わるものだらうかという内容がわかりません。けれども、もう時間もありませんから、あとは省略します。

次に、年金の関係でお伺いしますけれども、年金で今問題になつておるのは、年金の受取人が、本人以外の人を指定した場合には、贈与税というのをべらぼうに高く取られるという不満が出ておるのであります。これは、どういうことになるわけですか。

○白井政府委員 税制上の問題について、実は私どもでお答えできる立場にあるかどうかわからぬわけですが、確かに、年金の掛金を負担した方と、それから年金を受け取る方が別の場合は、原則として贈与税がかかるということになつておりますし、この贈与税はその税率が非常に高い、ということも先生の御指摘のとおりであります。特に年金の場合一番問題になりますのは、その年金を受け取り始めるときによつて年金の受給権を贈与されたという考え方で、まとめたお金を金を贈与税として払わなければならないという仕組みになつておるようございまして、やはりこれは問題はかなり大きいと私ども思つております。もちろん、税制の問題でござりますので、私ども自身がどうこうするといふわけではございませんけれども、今後、私どもは、年金の仕事をしていく上では、この問題といふのはかなり重大な関心を払つてやっていく必要があるのではないかというふうに思つております。

○**阿部(未)委員** 大臣が聞きのよう、年金を掛けた、契約してお金を払った人を受け取る人が別別の場合には、第一回の年金支払いのとき、それ以降、まだもらっていない年金について全部贈与税として課税をされるのです。もらったからそれに対して課税をされるというのは、贈与税、わかりますよ。将来もらうであろうという、何年生きておるかわからない人に、どれだけもらえるかわかるぬ人にはきっと全部税金かけてくるのですよ。これは、対太蔵省とも深いかかわりがあると思うのですけれども、現実に支給されていない者に、権利ができたからというだけで課税をするというのは酷ではないか。しかし、普通の場合、奥さんとか子供を受取人にする方がかなりおりになると思うのです、これからとりわけ世の中が複雑になってきますと。そういう点、大臣、骨を折つて、ぜひひとつ、まだ支給もされていない者に税金をかけるというような仕組みについては、大感省と話し合いを進めてもらいたいと思います。

それで、実は私どもとしては、調査室が努力をお願いするに当たりましては、制度改正など急ぎのものについてはやはり予算の時期などと合わせて、年度一つの波がございますので、それに合わせる意味で、中間報告としてでも急ぐものについては御報告をいただきたいということを冒頭に調査研究会の方にお願いしたものですから、このたび新聞にもちょっと報道されましたような中間報告がおされたわけでありますけれども、この中身というのはまさに先生が御指摘のように大変ユニークな、考え方によれば、かなり思い切った考え方の変更ということを考えるべきだという御提言でございまして、これから真剣に取り組んでまいりました。いと考えております。

○阿部(末)委員 それでは、何か大臣、参議院へおいでになるというので、一言だけ。

今問題になつておる調査研究会の中間報告に基づく新しい、ユニークな、年金と保険を組み合わせたようなものをつくつたらどうか、これはかなり民間の金融機関からは反発が出るのではないかということも新聞記事では予想されておるようでございます。しかし、私が冒頭申し上げましたように、年金の事業にせよ簡易生命保険の事業にせよ、これは本来利益を目的としない国民のためのものであるということを重点的に考えて、金融機関が大事なのか國民が大事なのかという立場からぜひひとつ、これから折衝、大臣の大きな荷物になると思ひますが、頑張つてもらいたいと思います。

大臣の決意のほどをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○村岡国務大臣 先ほどいろいろ阿部先生のお話を聞いておりました。約款の問題等についても、趣旨はわかるけれどもあれば、こういうことで、これもひとつ検討をしてまいりたい、こう思つているところでございます。

ただいまの問題でございますが、この提言を踏まえまして、この商品の設計あるいは法律上の必要な手当てを十分検討を行いまして、実現に

向けてひとつ努力をしていただきたいと考えておりま
すので、よろしく御指導をお願い申し上げたいと
思います。

○阿部(未)委員 終わります。

○田名部委員長 午前十時三十分から委員会を開
くこととし、この際、休憩いたします。

午前九時五十七分休憩

午前十時三十分開議

○田名部委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便
年金法の一部を改正する法律案の両案について質
疑を続行いたします。上田利正君。

○上田(利)委員 村岡郵政大臣、旧通信大臣に、
旧通信大臣といふことを含めてお尋ねをいたしま
す。

先ほど阿部先生から、「あまねく」につきまして
いろいろとその持つ言葉の意味などについて御質
問がございまして、的確な御答弁を郵政大臣から
いただいておるわけでござりますけれども、実は
つい最近、小学校六年生が国会見学に参りました
て、国会の仕組みや何かを私、お話をしたわけで
ございます。その中で、十八の常任委員会が衆議
院にはありますよ、そしてその中に通信委員会と
いうのがあります。この通信というのはどういう
意味ですか、こう聞かれてはたと困りまして、委
員会の内容はお話ししました。電波放送、郵政三
事業から始まって、この通信委員会がなければ日
本は発展をしていかないんだというようなお話を
したのでござりますけれども、貞淑の貞でござい
ますからその貞心ですかといふう御質問が出
まして、操のかたい貞節な心を持つた委員会です
か、社会的に恥をかくようなことはない委員会と
いうことですかなどという小学生からの御質問が
出ましたし、あるいは身を挺してというような挺
身ですかとか、あるいは一艇身などという船の艇

身ですか、こんな御質問が出来まして、私、もう本
當に国会議員をやめた、いような気持ちに実はなつ
たわけござります。

この通信という、通信省、一九四九年ですね、
これは郵政省と電気通信省、二省に分割になりま
した。名前も郵政省と電気通信省。当時、後で總
理大臣で活躍された佐藤榮作先生が初代の郵
政大臣と電気通信大臣を兼務したことを、ちょ
く覚えてるわけでござりますけれども、その後
間もなく電気通信省はなくなりまして電電公社、
今のNTT、そして郵政省だけが残りまして郵政

大臣、こうなられたのでござります。そして、通
信委員会は依然として通信委員会、こういうふう
になつておりますと、郵政大臣と通信委員会とい
うのはつながらないというような感覚を小学生初
め国民が持つてきている。我々の世代は大体わか
るのでござりますけれども、戦後の世代の人たち
はわからぬということでございまして、この通
信という意味、駅通とかいろいろなことがござい
ます。音信を通ずるということで、そして駅通とい
う形でスタートを切ったのですけれども、この通
信ということについてまず郵政大臣の、どういう
ふうに現代風には解釈すればいいのか。それか
ら、これは大臣の協力もいただかなければなりま
すが、これら二つの言葉のうちでは郵政という
言葉の方が、郵便局のイメージもありまして、よ
り親しみやすい感じがあるよう思つております
が、御指摘のよう今、通信の方は難しいように
も思えるわけでございます。ただ、通信という言
葉は、御指摘の通信委員会を始め通信部会、ある
いは通信病院、通信記念日、通信総合博物館な
ど、多年にわたり使われておるような状況でござ
りますので、私の個人的な感想でござりますが、
一般的な名称として広く親しまれておる、定着し
ておるものであれば、誤解を招くおそれのない限
りで、変更しなければならないというようなも
のではない、こういうふうに現在考へてあるとこ

失礼をいたしました。

まず最初に、当委員会でも御審議いたしました

金融自由化対策資金、郵便貯金法の一部を改正

する法律案、郵便為替法・振替法の三案が先ほど

参議院で可決されましたので、委員長を初め委員

の先生方に御礼を申し上げたい、こう思つており

ます。

ただいま上田先生から、郵政と通信というよう

な名称についての御質問がございました。郵政大

臣に就任したばかりの私がござりますので、上田

先生に申し上げるというのはまことに恐縮でござ

ります。

私としては、名は体をあらわすということをござ

りますが、新しいものを吸収して発展し続け

る、夢を広げてきたのが郵政省であろう、こう思

つておるわけでござりますが、この陰には、百年

の歴史であります前島密先生以来の幾多の諸先輩

の偉大な御功績があつたと思うのでござります。

通信省初代大臣に、明治十八年でございました

か、榎本武揚さんがなりましてから私は百十代の

精神に基づいて、自分がもし不幸になつたときに

は助けてもらう、あるいは相手に不幸が出たとき

には助けてやる、こういう互助の精神で掛け捨て

で、言うならば、お互いに助け合うという互助の

精神に基づいて、広く我が国の中定着していると思

うのでござりますけれども、この簡易保険

の仕組みのパンフレットを見まして、商品の

特長が少ないと保険料で大きな保障を目的にした

保険です。」二つ目が「働きざかりの青年層にビ

ックタリの商品です。」それから「保険期間は五年と

十年の二種があり、ニーズに合わせて選べます。」

こうある。こんなに大きな体の漫画まで出でておる

わけであります。

ところが、今回の改正案のこの概要を見ますと、

生存保険金を支払う保険を設けますという中

に、定期保険について、旅行やレジャーに役立つ

生保険金を支払うことにより掛け捨ての定期保

険を魅力ある保険にし、青壯年の保険ニーズにこ

たえる、こうあるのです。こっちも青壯年のニーズ

にこたえる、こうあつたのですよ。どっちがど

こことなりますと高い掛金になるけれども、それは

横に置きましたが、これが先ほど阿部先生からも

御指摘されておりましたように、生存保険とい

うことでありますから、委員長

にもひとつその点をお願いをしておきたい。それ

はいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

委員会といふのがいい名前かどうかわかりませんけ

れども、何か理事会で御検討していただいて、こ

れはいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

六あります。
以上であります。

○上田(利)委員 本当に微に入り細に入り大臣か
ら御答弁いたしました。ぜひ今後の課題として
御検討願いたいと思います。

それでは時間の関係で簡易生命保険法の質問

に入らせていただきたいと思います。

局長にお願いでござりますけれども、一つの問

題は、現行の掛け捨て制度の定期保険、これは少

ない掛金でだれもが加入できる、そして万が一の

場合には、掛け捨てすることができるということ

で、言うならば、お互いに助け合うという互助の

精神に基づいて、自分がもし不幸になつたときに

は助けてもらう、あるいは相手に不幸が出たとき

には助けてやる、こういう互助の精神で掛け捨て

で、この簡易保険の仕組みのパンフレットを見ま

して、商品の特長が少ないと保険料で大きな保

険を目的にした保険です。

二つ目が「働きざかりの青年層にビックタリの

商品です。」それから「保険期間は五年と十

年の二種があり、ニーズに合わせて選べます。」

こうある。こんなに大きな体の漫画まで出でておる

わけであります。

ところが、今回の改正案のこの概要を見ますと、

生存保険金を支払う保険を設けますという中

に、定期保険について、旅行やレジャーに役立つ

生保険金を支払うことにより掛け捨ての定期保

険を魅力ある保険にし、青壯年の保険ニーズにこ

たえる、こうあるのです。こっちも青壯年のニーズ

にこたえる、こうあつたのですよ。どっちがど

こことなりますと高い掛金になるけれども、それは

横に置きましたが、これが先ほど阿部先生からも

御指摘されておりましたように、生存保険とい

うことでありますから、委員長

にもひとつその点をお願いをしておきたい。それ

はいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

委員会といふのがいい名前かどうかわかりませんけ

れども、何か理事会で御検討していただいて、こ

れはいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

委員会といふのがいい名前かどうかわかりませんけ

れども、何か理事会で御検討していただいて、こ

れはいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

委員会といふのがいい名前かどうかわかりませんけ

れども、何か理事会で御検討していただいて、こ

れはいわゆる国会全体の問題でござりますからす

けれども、この際名前をもう少し近代的に、郵政

委員会といふのがいい名前かどうかわかりませんけ

れども、何か理事会で御検討していただいて、こ

れはいわゆる国会全体の問題でござりますからす

一年前に一応それそれを貯金を貯めたり、などと、みずから掛けた金が自分に戻ってくると、いうことで、これは貯金みたいな形になってしまふのです。そうすると、保険という今まで考えていた互助の精神で、自分も不幸のときには返ってくる、そして相手が不幸のときには自分の掛け捨ての金で助けてあげることもできるのだ、というこの保険の精神からちょっと逸脱してしまうのじゃないかと思うわけあります。このような新商品を開発するということで法律案が出ていました掛け捨ての金で助けられてあげることもできるのですが、そこでございますけれども、そして、これを現行制度にさらにプラスアルファということで一頭立てでいこう、ということございますが、この必要性について、保険という立場から考えますと、どうも今度のこの改正案を見ますると、言うなればこれが保険から離れて貯金のような性格を持つてくるのではないか。民間保険がやっているから、ということもあるでしょうけれども、やはり国営という形で郵政がやる場合には、民間と違つた形の中で、当初のこの掛け捨てという少ない掛金で大きな保障、そして互助の精神、そしてこれが青壯年のニーズにこたえられる、こういうことでなければならぬと思うのですが、なぜ今回これを必要としたのか、その理由等について具体的に明らかにしてもらいたいと思います。

そこで、今度の定期保険の内容についての考え方でございますが、確かに定期保険というのは、先生御指摘なさいましたように、保険料は非常に小さい、がしかし、万が一のときには大きい保障が得られるという、いわば最も保険らしい保険といふのが定期保険だと思っております。ところが現実は、定期保険というのが最近余り利用されおりませんで、新しく入っていたら方全体の〇・一%ぐらいの占率しかないというような状況にまで落ち込んでおります。しかし、私どもといたしましては、保険の本来の目的というのは、先生おっしゃいましたように、万が一の保障というのを互助の精神といいますか相互扶助という考え方でやつていこうというのかねらいでございまして、こうした考え方の場合は、保険をやつていく以上は一番の大もととして大事にしていかなければならぬ考え方だと思つておるわけでござります。

しかし、現実に利用が少ないということでお話をいろいろ聞いてみますと、確かに万が一の保障が得られるということはそのとおりなのだけれども、しかし万が一のことが幸いない場合にはまさかに掛け捨てになつて捨ててしまうということで、どうもひとつ魅力がわからないのではないかというふうなお話を伺うわけであります。そこで、生存保険金とは申しましても、例えて申しますならばいわばボーナスのようなものでありまして、この保険期間中に幸い万が一のこともなく過ぎたというような方に対するのは、いわばお祝いというような気持ちでボーナスのようなものを少しお払いすると、いうような仕組みを取り入れましたら、定期保険のよさとそういうのを改めて見直しをしていただけなるようなきつかけになるのじやないかというような気持ちがございまして、このようなことを考へさせていただいた次第でござります。

○上田(利)委員 私の考えと局長の答弁はちょっと違つたのですけれども、あくまでも簡易生命保険法なんですよ。生命なんですよ。ただ、この法律の改正する概要を見ますと、若い人のニーズにこ

かというごとに戻つてくるので、それでレジャーをやるのだ、旅行に行くのだ。これは生命と全然かかわりないとは言いませんけれども、では、レジヤー保険とかなんとかということで新商品をつくるのならないのです。あくまでも生命保険ということで、万が一になつたときに国での保障が全部というわけにいかないからお互いに相互互助の精神で助け合おう、こうしたことからこの保険制度が出てるわけです。それから見ると、掛け捨てでだから嫌だ、もう魅力がない、若い人たち、三十四代、四十五代の青壯年でおれは今死はないよ、生命保険は五十歳過ぎてから入ればいいやということになりますから、この制度がありましてその加入者が○・一ぐらしかいないと、実態だろうと思う。だからといって、そこへえさをつけてやれば来るのじゃないか、これが生命保険法のその趣旨に本当にのつとつているか、などと、これは邪道たとは言いませんけれども、ちょっと外れてるな、こう思つたものですから、この基本的な問題を私なりに発言させていただいた、こういうことでございまして、今後これは郵政に限らず、いわゆる損保全体の中でも少しは考えていいかなればならない問題だということで、一つの問題点としてだけ提起しておきたいと思います。

それで次に移りますけれども、先ほどいろいろと阿部先生からの御質問の中で御答弁があつたふのは重複いたしますから、削除といいますか省かせていただきます。

改正案の二十一ページから二十二ページにかけて、三十一条関連になるわけでござりますけれども、「効力発生後二年以内」とか「三箇月を超える期間」さらには「復活の効力発生後一年以内」という条文の文言があるわけでござりますけれども、それは具体的にそれぞれどうなるのか。先ほどの阿部委員からも御指摘がありました。この約款の中で決めるのでしょうかけれども、二年内の期間でと言つたって一年十一ヶ月の場合もあるし十二ヶ月もある、三ヶ月を超える期間と言つたって五

ございますから、ここをひとつ明確にしていただきたいと思うのです。

○白井政府委員 まず、法文の書き方でございま
すが、新旧対照表で申し上げますと傍線の引っ張
つてあります部分、二年以内の期間とか三ヶ月を
超える期間とか一年以内の期間とかいうふうな書
き方がしてありますのは、実は現在の法律に書いて
あるよりも条件を悪くしないということで、そ
こを最低限の線としてその後は事情に応じて約款
でその内容を決めることができるようにしてよ
うと書き方にしたということでございます。

そこで、実際には中身はどういうふうにする考
えかということをございますが、今二年というふ
うになつておりますものについてはこれを二年六
ヶ月に縮めたいと思っております。それから三カ
月を超える期間というのは、もつとはつきり言え
ば三ヶ月のうちに亡くなるとかそういうことがな
いといけないということではありますが、それを百
日まで少し延ばして百日以内の間に例えは亡くな
る等の事由が発生したときということまで少し緩
めよう。それから復活の場合につきましては、現
在は一年以内ということになつておりますが、こ
れを六ヶ月に縮めようということを考えております。

○上田(利 委員) わかりました。

それで前後いたしましたけれども、二十八条関
係でございます。確認ですが、現行の家族保険、
仮に主人が一千万円、妻が六百万円、子供が一人
で三百万円、こう加入しておった場合、現行制度
では加入後六ヶ月以内に主人、条文上はいわゆる
主たる被保険者ということになると思いますが、
この主たる被保険者が通常の疾病で死亡した場合
はその御主人に一千万円が支払われる。そして
妻、子供はその時点で契約は失効になつてしま
うという現行法でござりますけれども、それが改正
案ではこの点を改正して、契約は妻、子供がその
まま継続していくことができる。したがつて、遺
族の保障はそのまま失効せずに続していくとい

ことになると解しているのですが、それでいいかどうか、一言お答えを願いたいと思うのです。

けであります。入院一日当たりの費用というの世間相場などで聞いてみますと、そうした金額

か生活が大変でそう高額に入れないとことあるでしょうけれども、これでは傷害特約になりません。

ということにいたしましたが、年金額の二十倍ということだと千四百万までいったつ

○白井政府委員 結論的に申し上げますと、たゞいま先生がおっしゃいましたとおりでござります。それで、家族保険というものは、六十歳満期期満後

ら必要なものはほぼ賄えそうな金額だというよ
なことは理屈としては言えることは言えるわけ
ございますけれども、一口に言えば、先ほど申

ましても、あるいは疾病傷害の特約に入りまして、どうしてもこれじや足らない場合が出てく
る。やはり五百万ぐらいを考えねばならぬじや

ておかしくはないでないかと、御指摘でござりますが、確かに計算をすればそういうような数字になるわけでござります。この点につきまして

族保険というのと六十歳満期親子保険、それから夫婦保険、この三種類がございまして、この三種類で現在あります家族保険のすべてでござります。この三種類の家族保険につきましては、先生が今御指摘になりましたように、保険に入った直後において一般の病気で主たる被保険者が亡くなつたような場合にも、それ以後は保険料は払わなくて結構です、しかし残された者についての保障は続けますというふうな仕組みにしようということでございます。

○上田(利)委員 それでは、続いて年金法についてお尋ねをいたします。

第十四条の二でございますが、特約制度の加入限度を年金受取人一人につきまして一千円、こういうことにしておりますし、また郵便年金の特約と簡保で加入している特約とを合算して一千円にしますよという法案になつてあるわけでござります。現行法でいきますと一千万円を限度としてということになつておりますからそれをそこに適用したと思うのでございますけれども、その根

拠たるものは、前があるからそのまま踏襲したのか、いやかくかくしかじかだということなのか、この辺を具体的に説明願いたいと思うのです。

○白井政府委員 特約の最高限度額と申しますが、条文について言えば、特約給付責任額の最高額というのを一千万円にした経緯でござりますが、結論的には簡易収容の専門二合つきに言及

一言で済むわけでござりますが、あえてその辺を多少理屈づけますと、例えば入院したような場合に一千万にしておきますと一日当たり一万五千円、ただしこれは特約に入つてから二年以上たつておりませんといけませんが、二年以上たつておりますと一日に一万五千円の入院給付金が出るわ

か将来にきるのか、どう思つたものでありますからその質問をしたということが一つ。
それからもう一つは、年間の年金支払い額の最低は十二万円でございます。この十二万円といふのは二十倍にしまして二百四十万円でござります。私は、最高も今お話ししました考え方がありますけれども、最低が二百四十万円では、なかなか

大変「らしい」のは、たくさんのお金をお預りする
ようにするためにはどうしても、当然のことですが
さいますけれども、掛金の方も高くしなければ
かねというジレンマがございまして、今回は百万
円というのを最低限というふうなことにしたわけ
でございます。

な問題になつておるわけでございます。内閣としても郵政大臣としても非常に重要視しなければならぬ長寿社会での問題でござりますけれども、これに備えるためにと言いながら、六十五歳については特約に付すことはできないということとしよう。これでは、長寿社会の進展に備えるためと言ひながら六十五以下が長寿社会で六十五以上は長

上げましたように保険の方の特約に合わせたと
うことでござります。
ただ、これを二つ合わせたのはなぜかという
うな御質問がおありかと思いますが、言ってみ
ば悪用されるという危険性も実は全く皆無では
いということをございまして、保険の方で一千
それから年金の方で一千万の特約ということによ
ると両方だと二千万というかなり金額が大きくな
るのになるのですから、特に傷害の給付金なんら
については保険の場合でも時に悪用されて犯罪に
なるというような事例もたまにはあるのですよ
う、そんなのをも考えまして両方を合わせて一
万にしたということをございます。

いか。そうしますると、五百万ということになりますと、大体二十五万円の最低の年金額にするとして二十倍ということになりますと五百萬円にちょうどびつたしカンカンでなるわけでござりますけれども、それで、じや掛金はどうかというと掛け金は上がりります。しかし、一口入っている人が十二万円でどのくらいか、私が調査しますと十二万から三十五万円以下が八〇名を占めているということを承知しております。平均二十一万円ということでも調査の結果わかつておるのでござりますけれども、そうなりますと、二十五万円にしてそんなに今の掛け金で負担にならないじやないか。例えば二万円を二口入っているのと二十五万円を一口入

はこれから世の中のいろいろな変化というのも考慮する必要がござりますし、もちろん今回こういうことで法律でお決めいただくといたしましても、未来永劫そのままやっていくということではもちろんございませんので、世の中の動き等も、あるいは国民の方々、加入者の方々の御要望などにも耳を傾けまして、必要とあらばこれの上限を引き上げるというようなことについてもまた先生方に御相談を申し上げるということにやぶさかではございません。

○上田(利)委員　ぜひ検討をしてみていただきたいと思います。

それから、もう時間がございませんから最後に

○上田(利)委員 そういう形、強いて言えば、という局長の今のお話を伺って、ございますけれども、年金額の最高限度額は十二万円でございます。最低は十二万円でございます。そしてその保障額は二十倍ということになつておるわけでございまして、最高額の二十倍といいますと七十二万円の二十倍は千四百四十五万円となる。私は、今局長の言われたこともわからぬではない。一千万であれば大体保障ができるところだ、あるいは犯罪等にも利用されないんだといふことで理解はできますが、頭打ち一千万円で

○白井政府委員 まず、最低についての点でござりますけれども、確かにけがをされたとかいうような場合に、非常に困りの方にできるだけ給付金制度にしていったらどうか。そうしたら下を救うことができる。そうすると郵政省として持つ保険の、あるいは年金制度が国民に非常に歓迎をされていくんじゃないかな、こう思うのですが、この辺はどうですか。

なると思いますが、この改正法案の中で、現行法にもございますけれども、特約に付すことができない場合というものがございます。これは六十五歳以上の者であるとか、あるいは現在年金を受け取っている者であるとか、あるいは一時払いで掛金を払い込んでおる者とか等々の人だ、そういうことだと思いますが、それでいいかどうか。イエスかノーかが一つ。

それからもう一つ。六十五歳以上ということになりますと、郵便年金法の一部を改正する法律案の概要の中に、長寿社会の進展に備え、郵便年金

一千四百四十万まではいきませんよ、一千万で終わりですよ。こういうことではなくて、法改正でそれを一千一百万くらいまでにするのかどうなのか、将来でくるのか、こう思つたのですからその質問をしたということが一つ。

それからもう一つは、年間の年金支払い額の最低は十二万円でございます。この十二万円といふのは二十倍にしまして一百四十万円でござります。私は、最高も今お話ししました考え方がありまますけれども、最低が二百四十万円では、なかなか

金をお払いできるというのは、そういうときにはできるだけ多くお払いできる方がいいというはまさに先生のおつしやるとおりでございますが、大変つらいのは、たくさんの給付金をお払いするようになりますためにはどうしても、当然のことでござりますけれども、掛金の方も高くしなければなりませんかねというジレンマがございまして、今回は百万円というのを最低限というふうなことにしたわけでございます。

に疾病や傷害による経済的不安に備えるため、こうあって、長寿社会、高齢化社会が来ていることは間違いないです。国会全体でもこの問題は大きな問題になつておるわけでござります。内閣としても郵政大臣としても非常に重要視しなければならない長寿社会での問題でございますけれども、これに備えるためにと言ひながら、六十五歳については特約に付することはできないということでしょう。これでは、長寿社会の進展に備えるためと言ひながら六十五以下が長寿社会で六十五以上は長

寿社会ではなくて、お亡くなりにでもなつてある
わなければならぬことになつてしまふの
ではないか、こう思うのです。したがつて、この
辺をもう少し考えていただかないといふことは保険
制度ですから、私も専門分野で検討してきま
すからわかります。しかし、長寿社会に備えられ
ぬじやないか。

時間がございませんから、まだ言いたいことは
たくさんありますけれども、賢明な局長ですか
ら、私の言いたいことは全部わかっていると思いま
すから、ひとつお答えを願いたいと思います。

○白井政府委員 新たに特約に入ることができな
い場合の条件といいますか主なものは、先ほど先
生がおっしゃったようなことを私どもとしては考
えております。

その中で、加入したいという方が六十五歳以上

その中で、加入したいという方が六十五歳以上であった場合は入れないことになつておるということについての御指摘でござりますが、あえて私どもの言いわけをさせていただきますと、六十五歳以上の方ということになりますとどうしても掛け金が高くなることがありますので、私どもの考え方では、保障をされるという年齢が問題でありまして、加入していただくのはなるべく若いうちに加入をしていただく、若ければ若いほど月の掛け金も安くなるということでありますので、そういう意味ではできるだけ六十五になる前に老後に備えての手当てに入つてほしいということを申し上げたいわけであります。しかし、これとて未来永劫このままでずっとといふことではありません。もちろんございません。現に、平均余命といふようなものも年々延びてきておりますので、もちろんそういうような変化というのも将来においては当然頭に入れて考えていかなければならぬ問題で

○上田(利)委員 もう時間がございません。それでは、最後に大臣に実はお尋ねしたいのですけれども、非常に郵政職員、頑張つております。労働条件より以上に仕事を一生懸命やつておるわけでござりますけれども、そういう中で外務員に非常

な御苦勞をかけておるわけでござります。今、保険であるとか貯金であるとか、郵政事業も広範な事業になつてきておるのでござりますけれども、そういう中で、長寿社会へ向かつてお年寄りいろいろと保険の勧説が行くあるいは貯金の関係で行く、そしてお話ををしてこうですよ、こうやるものですから、例えはMMCの問題も今度ありますか、そういうのはなかなか個々では、話をすればそれはそうですが、こっちの人が来たらこうだ、そういう状況で申しますか老後の生活設計と申しますか、そういうのはなかなか個々では、話をするにはそれがありますし、そういうようなことで、言うなら総合的なコンサルタントと申しますか、そういうものを将来考えながら、ああゆえますから、どういうものもあらうが、いわゆる郵政事業は国民のものだ、それでより信頼をされる、こういう形で、総合コンサルタントみたいなもので外務職員に与えて、労働条件もよくして、今の安い賃金ではだめでございますから、もつと条件もよくしてやつていくような、そして先取りをしていくような形をとつたらどうか、こう思ひうのですが、一言だけ大臣から御答弁をいただきたいのです。

○村岡国務大臣 今、上田先生のお話を聞いております。
先ほど阿部先生からも「あまねく」というようないまして、ごもっともなことだ、こう考えております。
なことが出来ましたけれども、保険、年金のサービ
スを提供して、ネットワークを活用しながら、事
門的な知識を持つた職員による国民の皆様の生活
設計のコンサルタント的な役割も果たせるような
営業活動を進めていくというように努めてまいり
たい。もちろん、いろいろ多岐にわたります
で、職員の皆様にやる気を起こしていただく労働
条件の改善等といふ問題につきましても、今後また
さらに検討を進めて努力してまいりたい、こうい
うふうに考へているところでございます。
以上でございます。

○木内委員 法案の審議に入ります前に、先週来
てお聞きをしたいと思います。
私がお尋ねをしております日米電気通信摩擦につ
いてお聞きをしたいと思います。
きょうはお忙しいところ、塩谷電気通信局長に
御出席いただいておりまして恐縮しておりますけ
れども、この問題の焦点になつておりますモト
ローラ社の自動車・携帯電話システムの首都圏参
入問題について、現在の状況がどんなふうにな
っているかということあります。先週のこの電
波法審議の際に申し上げたことありますが、
モトローラ社の要求はMOSS合意違反、これに
名をかりた新たな便宜供与の申し出であつて、郵
政省としては我が国の通信所管官庁として毅然た
る態度で対応していただきたい、私はこういうこ
とを申し上げたわけでありまして、さまざま答
弁もあつたわけであります。
ところが、その後の新聞報道によりますと、周
波数帯を割り当てる参入を認めるとの妥協案、こ
れを米側に提示する方針を固めたということが報
道されておりまして、若干、若干どころか、基本
的な問題について先週における委員会での答弁と
は違つてきているのではないか。本来、日本シテ
ィメディアに割り当てるデータ通信、無線用
の周波数帯の一部を削つて、モトローラ社製システム
の参入用に割り当てるという内容の報道で
あつたというふうに記憶をしているわけでありま
す。条件として、この日本シティメディアの需要
が増大した場合にはモトローラ方式の使用会社は
郵政省の省令で直ちに周波数帯の移動に応じる、
こういうふうにされているわけでありますけれども、
まずこの報道の真偽はいかがなものか、これが一
点。さらにおわせて、仮にこのような条件をつけ
ることによって郵政省としては通信主権が守られ
るという認識を持つておられるのかどうか。二

○塩谷政府委員 お答え申し上げます

まず、いろいろ今先生おっしゃったように、首都圏でのこの問題についての周波数の関係で報道がなされているや聞いておりますが、これは私ども、ちょっととかのぼることになりますけれども、もともとのMOSS合意で自動車電話といふのはどういう位置づけになっていたかというふうを申し上げますと、自動車電話についてはMOSS合意では、新規参入者に機会を拡大することとなるような技術基準の設定及び周波数の分配、これをやりなさい、やりましょうということになつたわけでございまして、NTTがこれまでやってきておりました自動車電話に加えて新たに新規参入者に自動車電話をやつてもらう、そのための技術基準をつくる、あるいは周波数を割り当てるということをございまして、それを受けて、郵政省といたしましては郵政省令を改正いたしまして、自動車電話事業者がモトローラ方式を採用することができるよう措置したことが一つと、それから新規参入者に十メガヘルツの周波数を割り当てたたどいこと、この二つでMOSS合意の内容をそのまま履行したというわけでございます。

そしてその後、これはいろいろ周波数事情あるいは経営見通しなどから、民間関係者が合意をいたしまして、一地域二社、新規参入者とNTTということになりました。首都圏、中部圏を除く地域でサービスを提供する新規参入者がモトローラ方式を採用することで決着した。

そういうわけで、今、木内先生おっしゃいましたように、首都圏、中部圏というのはモトローラは入らないということでMOSS合意が現に決着しているわけございます。その後そこに入れるとおり、合意違反に名をかりた、超えた要求になつてゐるわけでございます。

これにつきまして私どもがとつております考え方というのは、こういう十メガヘルツを割り当てるおりまます自動車電話を含めた移動体通信の周波

いうような新しいサービスも含めまして、いろいろなサービス、これからやろうとしておりますサービス事業に周波数を割り当てる。だから、こういったところの新たな周波数の割り当てには応じられないよということに対応しております。その点で、私どもがとつております態度からしますと、そのデーターミナル事業の周波数を割愛云々というような新聞記事は事実無根であるということにならうかと思います。

さような次第でございますので、私どもはこれまでのMOSS合意の経過を踏まえまして、そして合意も織り込んだ形で周波数というものの割り当てる決めておりますので、そういう意味での通信権といふのは確保されているということでございます。今後ともこういったことについてアメリカ側の理解を得るよう私ども、努力してまいりたいと思っております。

○木内委員 また関連して、今までに政府間事務レベル交渉がワシントンで行われているのでありますけれども、首相特使の小沢前官房副長官、奥山次官、米通商代表部のヒルズ女史との会談で最終決着に向けての協議が進んでいるのであるとういうふうに思うわけでありますけれども、外交交渉というところでございますから、こうした場で発言できない内容もあるということもよく私は知悉しているわけであります、支障のない範囲で現在までの交渉の経過というもの、発言できる内容があれば伝えていただきたいし、また今後の見通しについて電気通信局長としての立場でどんな見解をお持ちになっておられるか、お尋ねします。

○塙谷政府委員 ただいま申し上げましたように、日米間で問題の焦点というのは自動車電話と第三者無線ということでございますが、特に第三者無線ということにつきましてはこれまでの機会にちょっと申し上げる機会もなかつたと思いますけれども、一種の共同で運送事業をやっておられる方が、電波の中継塔などを共同で利用して、その基地局と移動している車、それから車両相互間、これを無線で通話するというサービスでございま

すが、これもMOSS合意ではそういった自営通信として認めろという内容になりました、そして自営通信自分たちが免許を受けたやる、人にサービスを提供するのではなくて自分たちがそういうサービスを受けるという形で導入したわけございまして、現在そのMOSS合意を超える新たな要求内容が第三者無線についても提起されておりまして、それについていろいろやりとりといいますか、私どもの考えていることを向こうに説明し、なぜMOSS合意に違反していないか、そしてアメリカ側の要求といふのは一体どういう意味を持っているのかということについてのやりとりをしているというふうに私ども、報告を受けております。

したがいまして、その問題も含めまして、これから問題の解決に向けて、私どもの事務次官が十八日から行っておりますし、また昨日も小沢前内閣官房副長官にもお出向きました、また昨日も小沢大臣の御支援をお願いしているという状況でございます。情勢は大変厳しくて楽観視できないところでございますけれども、何とかして解決に向かって最善の努力を傾けてまいりたいというふうに思つておられるわけでございます。

そういうわけで、これから私ども、努めてアメリカ側の理解を得つつ事案の解決に向けて努力したいというふうに考えております。

○木内委員 法案審議の冒頭でありますけれども、塙谷局長からお忙しいところお越しいただいて、答弁いただきました。

以上で結構でございます。いろいろまた米国との連絡もありでしょから、ご苦労さまでした。そこで、この法案の中身に入るわけであります。が、初めに大臣にお尋ねをいたします。

世界に例を見ないほど急速に今我が国は高齢化が進展をしております。この問題は国民生活の上に大きな不安というものをたらしているということも否めない事実であります、従来までの老後は余生を静かに送るというイメージが、今徐々に生まれてきていると思うのです。

そこで、この法案の中身に入るわけであります。が、木内先生から今お話をございましたが、我が国では特に高齢化の進展が著しい、豊かで安心のない老後生活を送るために、国民個々人の自助努力がますます必要となつてきているわけだと思いますが、一方において簡易保険、郵便年金事業は、非常利の国営事業として全国至るところに配備されております郵便局を通じ、保険・年金のサービスを提供しているところでございまして、現在そのモードで、老後保障や生活保障をサポートする保険あるいは年金の役割といふのはこれまで以上に大きな意味を持つてくる、増大をしてくるということは言うまでもないわけであります。とりわけ国営であるところの今回審議をしております簡易保険、郵便年金事業は、公的年金財政の先行きが安定さを欠く状況であることを考えましても、また同時に、全国津々浦々に張りめぐらされた郵便局というネットワークの機動力ということを考えても、今後の長寿社会におけるきめ細かな生涯保障を行うことのできる極めて重要な存在である、私はこう認識をするものであります。

さきに、きょう参議院の本会議で貯金三法が通過したそうでありますけれどもこの審議の折に、長寿社会を展望した上で私はシルバープラン預金の必要性を強く主張もいたしましたし、同時に、郵政省としても将来的な展望を持つて来るべき長寿社会における簡保・年金事業のあり方をしつかりと持たなければならぬ、こう私も思いました。この点については同じ見解をお持ちだと思うのです。

そこで、大臣が新たに就任されて、この問題に対する明確な展望もまたお持ちだと思いませんで、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○村岡国務大臣 木内先生から今お話をございましたが、全くそのとおりだと思います。我が国では特に高齢化の進展が著しい、豊かで安心のない老後生活を送るために、国民個々人の自助努力がますます必要となつてきているわけだと思いますが、一方において簡易保険、郵便年金事業は、非常利の国営事業として全国至るところに配備されております郵便局を通じ、保険・年金のサービスを提供しているところでございまして、現在そのモードで、老後保障や生活保障をサポートする保険に入つていただけるのではないいかという見込み

を立てております。

この見込みの根拠なんですが、現在の占率とい
うのが〇・一%でございますので、これに倍率を
掛けても実は数学らしいものが出てまいりませ
ん。経験的に申し上げまして、この種の生存保険

金をつけるようにしたときに過去とのくらいの差があるのかどうかということ、例えば生存保険金つきの養老保険の例でありますとかあるいは夫婦保険に生存保険金をつけたときの例とかいうものも参考にしてさらには、若干異なつてはおりますが、民間でもこのような種類の保険を発売しておりますので、それらの発売実績なども参考にさせていただきまして、およよそ全新契約の五%程度の発売が見込めるのではないかといふうに見込みを立てた次第でございます。

○木内委員 先ほど来の審議でも触れられておりましたけれども、加入限度額の問題であります。

現在、最高一千三百万、簡易保険局が昭和六十三年の十月に行った簡易保険に関する市場調査の

数字が出ておりませんけれども、万一の場合の生命保険期待額は三千八百九十五万円という数字が出ているんですね。金額分布を見ると、三千万円台が一八・二%、これが一番多い、次いで五千万円台が一七・四%、一千万円台及び二千万円台が二・二%、こういう順番に数字が上ってきていく。この調査結果から見てもそうでありますけれども、加入限度額の大幅な引き上げというものが当然今後課題として必要になつてくると思うのです。この点、郵政省の見解はどうですか。

○白井政府委員 先ほどの大臣の御答弁の中でも触れておられたわけですが、現在の制度は基本的には最高制限額は一千万で、一定の条件のもとに千三百万円まで入ることができ、というのが一人当たりの加入限度額になつてお

が期待をされているわけであります。厚生省がこのほどまとめた人口動態社会経済面調査というのがありますけれども、ここでは、七十歳以上のお年寄りが亡くなる前にはほぼ四人に一人の割合で痴呆状態があらわれてきている。亡くなるまでに一年以上床についていた人が二六・五%にも上っている。八割以上の人方が何らかの介護を必要とする。こういう高齢者の死亡を取り巻く状況というものが示されているわけであります。

申し上げたように、今後の急速な高齢化の進展に伴って、こうした方々に対する介護の問題といふのがさまざまな切り口からアプローチをされ、制度化されいかなければならぬだろう、こうも考えるわけであります。

こういう状況に対応するかのよう、既に介護保険が注目を集めております、この秋には民間の生保、農協共済、あるいは簡保に統いて損保業界も商品として発売することになっている。簡保における介護保険の導入は、六十一年五月の簡保面

に比べますと、千三百万円というのはいかにも小さいというふうに私どもも実は思つておるところです。したがいまして、これを引き上げるような努力をしなければいかぬということは当然私どもとして考えておるところでございますけれども、実は一定の条件を付しながらも千三百万円に引き上げたというのが六十一年の九月からでございますが、このときもいろいろと関係のこととの話が現実問題としてはあつたわけでございまして、私たちの加入の限度額の引き上げをするにつきましては、我が簡易保険事業を取り巻く周辺のところとのいろいろな調整ということも実は現実問題としては必要になつておりますて、この辺も十分頭に入れながら、なお限度額の引き上げに今後努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 それから、介護保険の問題ですね。これは非常に国民の皆さんから希望の強い制度になつてゐるわけでありまして、中身の一層の充実が期待をされているわけであります。

○白井政府委員　昨年九月に発売を開始させていたきました介護保険の利用状況でござりますが、本年の五月末現在で八千百件ほどの利用でござります。この数字を多いと見るか小さいと見るか、見方はいろいろあるかと思いますが、同じような民間の介護保険の発売状況と、いうのを見てみますと、私どもよりかなり前に発売をされたところの件数を見ましても、私どものこの八千百件というのはそこそこの数字というか、かなりよくいっている数字だというふうなことが申し上げらるえようかと思います。しかし、本当はこの程度の発売状況では、これから高齢化社会といふことから考えますと、まだまだ不十分な感じがいたしますわけでありまして、私どもとしては、この介護保険というものについても、と国民の皆さんにわかりやすいような御説明をいろいろさせさせていたただく、普及のためのいろいろな方策を講じさせていきたいということが必要ではないかと思つておりますが、若い方には、介護を必要とするというこ

法及び年金法の改正で、現実には六十三年の九月、昨年から実施されてきています。その審議の折にも私は要請したわけでありますけれども、この介護保険の充実について精力的な取り組みを願いたい、こう申し上げたところであります。聞くところによりますと、簡保の介護保険も発売五ヵ月で約八千件の契約があった、こう聞いているわけであります。現状はどんなぐあいになつてあるか。

それから、民間では介護人派遣サービスあるいは介護用品の取り次ぎあるいは終身保険からの移行制度などかなり多様な、いわゆるバリエーションを持つた、時代に対応したサービスの展開も既に行われている。したがって、郵政省としても、簡保においてはこうした、申し上げたような各種サービスの拡充など考えられるさまざまなこうした商品の開発をさらに行っていくべきではないか、こう思います。今回は改正点としてはそれはまだ盛り込まれておらないわけでございまして、その点についてお尋ねをします。

○木内委員 申し上げたことはぜひ精力的に、むしろ政府が主導的にこれを開発して国民の利便に供し、もって高齢化社会の対応に備えていただきたい、このことを申し上げておきます。
最後にお尋ねをしますけれども、加入者福祉施設の問題であります。
簡保年金加入者福祉施設、特に保養センターにおきましては、現場の皆さんの御努力もこれあり、あるいは比較的低料金で快適な環境にあるといふこともあります。他の施設に比べて大変に利用状況がよろしいわけであります。
私もいろいろ資料をいただいて調べてみたところでありますけれども、身障者用の宿泊施設が一部附帯しているのが現状でありますと、さよう私はぜひ今後の検討課題として御提案申し上げたいのは、身障者用の保養センターの建設を御検討願いたい。ハンディキャッパーといいますか身障者の方にとつては、健常者が想像できないような旅先での思い出であるとか、あるいは旅行のプランがありますと、それが大変に生きがいになつた

それから、いわゆる現物給付と申しまして、お金ではなくて介護なら介護そのものをサービスしてくれるような保険というのも考えるべきではないかと思いますが、現物給付につきましても各方面でもその必要がいろいろ指摘されておるところでございまして、私どもの関係の研究会などでも、将来の課題としてはそういう問題についても考えていくべきではないかということが言われているわけでございます。そういうものの必要性を考えれば考えるほど、現実に実施に向けて解決していくべきではないかとございまして、総論としては必要性は大変よくわかつておるつもりでござりますけれども、これから大いに勉強をしていかなければならぬ課題ではなかろうかと考えております。

り、あるいはまたそれの方々にとっての大きな光明になる。実際にハンディキャップを乗り越えて旅行をされた身障者の方々の御意見を聞いてみると、こうした簡便に利用できる、そして低廉な価格で、さらに設備の整っている保養センターがあれば本当にうれしいのだということを団体の皆さんもまた個人においても言われているわけでありまして、ぜひこの御検討を願いたいということが一点。

それから、すべてではありませんけれども、分厚图を見ますと、ブロック地域別に身障者用の宿泊設備が一部ついているところが既に設立されているわけでありますけれども、夏のシーズンなんかになりますとこれが満杯になってしまって、設備があるのに身障者の方が旅行したくてもなかなか利用できないという陥落もこれあるわけでありまして、むしろ身障者の方々の宿泊枠、利用枠をあらかじめ確保をして、必ず何%かは身障者の方にこれを利用いただくという運営もお考えになつたらどうか、これが二点目。

それから三項目としましては、保養センターの海外での建設であります。ぜひともこれは青少年の見聞を広め、あるいはまたさまざまな国民の海外旅行のニーズに応じた、そうした声にこたえるためにも検討をされるべきであると思うし、同時に、申し上げた前段二点を踏まえて、海外の保養センターにおいて身障者の方々がまさに設備の整った快適な環境で海外旅行ができるような、そういう設備も併設をされるべきではないか。

以上三点をお尋ねしたいと思ひます。

○白井政府委員 体の御不自由な方にも喜んで私どもの保養センターを御利用いただくことができると、いうのは私どもとしては大変うれしいことだと思いますが、設備の設置というのがなかなかお金がかかります。非常に難しいといふこともあつたりするため、徐々に進められてきておるというような状況でございまして、今後とも私どもとしましては、設備を新しく直すようなときには必ずそし

てはいろいろなお考え方もあるかと思います。私どもいたしましては既存の保養センターなどについて、できればいずれはどの保養センターもそうしたお体の不自由な方が利用できるような方向にまずはするということが先決ではないかなとういうふうに思つております。

それから、この保養センターというのも、特にレジャーシーンのようない時期になりますと幸い利用が満杯で私どももなかなか利用できないといふような状況でございますけれども、身体障害の方について優先的な利用のしていただき方の問題についてはこれから研究課題というふうにさせていただきたいと思います。と申しますのは、私どもとしては、できるだけ保養センターの施設そのものを有効活用するということが事業団の財政をきちんと運営していくことにもつながるといふことから、できるだけ設備を遊ばせたくないという気持ちは他方にあつたりもするのですから、

身体障害の方がお申込みになったときに既にその部屋について予約が入つておつたというようなこともないわけではございませんので、この辺に整つた快適な環境で海外旅行ができるような、そういう設備も併設をされるべきではないか。

以上三点をお尋ねしたいと思ひます。

○白井政府委員 体の御不自由な方にも喜んで私どもの保養センターを御利用いただくことができると、いうのは私どもとしては大変うれしいことだと思いますが、設備の設置というのがなかなかお金がかかります。非常に難しいといふこともあつたりするため、徐々に進められてきておるというような状況でございまして、今後とも私どもとしましては、設備を新しく直すようなときには必ずそし

た場合による、我が国がどんどん外國の不動産を購入するということについてのいろいろな判断があるというような話を出したりいたしまして、なかなか一筋縄ではいかないという問題もあるわけでございます。しかし、海外の施設に対する御要望というのが非常に多いということは十分頭に入れておかなければならぬことではないかというふうに思つております。したがいまして、身体障害者の方の海外の施設の御利用というところまではまだちょっといつておりませんが、私どもとしても心を入れて勉強をしてまいりたいというふうに思つております。

それから、この答弁を聞いて、実は質疑のやりとりを行つて一つ一つクリアできるものであるというふうに私は考えるわけでありまして、引き続いてこれは本委員会で取り上げてまいりたい、こう思つています。

○木内委員 今のお答弁を聞いて、実は質疑のやりとりを行つて一つ一つクリアできるものであるというふうに私は考えるわけでありまして、引き続いてこれは本委員会で取り上げてまいりたい、こう思つています。

以上で終わります。

○田名部委員長 次に、阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 私は、最近出されましたが、この中間報告、非常に簡明なものでありますけれども、内容を見るとなるほどいろいろのがこの報告の中に盛られておる、こういうふうに痛感したのであります。

そこで、人生八十年時代の生涯保障商品、こういうものを非常に重視した提案をなさつておる。それに比べると今度の簡保・年金の改正というのは非常にささやかなる改正といふふうに思つておられます。この報告が出ますころには、思つたがいいまして、私どもとしては、こうした中間報告をせつからくよだいいたしましたので、できるだけ早く中間報告を生かすような制度改正等に取り組んでいきたいと考えておりますが、ここで余り軽はずみにいつといふようなことを申上げるのもちょっと自信がないわけでございませんが、その次の予算案と言いたいところであります。

それから、海外のこの種施設の設置につきましては、確かに各方面からそういう施設を持つべきじゃないかというようなお話がござります。これも正直申し上げますと、内部で実は勉強も全くしないといふふうに思つておるところです。この問題についての具体的な見通しのものと中間報告のようないいえども、改めてお尋ねいたします。

○白井政府委員 「委員長退席」 加藤(卓)委員長代理着席

〔委員長退席〕 先ほども若干御説明させていたいたことではござりますけれども、この調査研

究会の中間報告というのと、およそ私どもの保険の仕事にかかわりのあります各分野の専門家の方から成る調査研究会での中間報告としての結論でございまして、中身については実は大変重要な内容を含んでおるというふうに私も読ませていたのであります。

そういう中間報告に盛られているような中身について、できればいすればどの保養センターもお聞きしたわけでございますが、この辺についても、場合によると、我が国がどんどん外國の不動産を購入するということについてのいろいろな批判があるというような話を出したりいたしまして、なかなか一筋縄ではいかないという問題もあるわけでございます。しかし、海外の施設に対する御要望というのが非常に多いということは十分頭に入れておかなければならぬことではないかというふうに思つております。したがいまして、身体障害者の方の海外の施設の御利用というところまではまだちょっといつておりませんが、私どもとしても心を入れて勉強をしてまいりたいといふふうに思つております。

それから、この答弁を聞いて、実は質疑のやりとりを行つて一つ一つクリアできるものであるというふうに私は考えるわけでありまして、引き続いてこれは本委員会で取り上げてまいりたい、こう思つています。

○木内委員 今のお答弁を聞いて、実は質疑のやりとりを行つて一つ一つクリアできるものであるというふうに私は考えるわけでありまして、引き続いてこれは本委員会で取り上げてまいりたい、こう思つています。

○田名部委員長 次に、阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 私は、最近出されましたが、この中間報告、非常に簡明なものでありますけれども、内容を見るとなるほどいろいろのがこの報告の中に盛られておる、こういうふうに痛感したのであります。

そこで、人生八十年時代の生涯保障商品、こういうものを非常に重視した提案をなさつておる。それに比べると今度の簡保・年金の改正といふふうに思つておられます。この報告が出ますころには、思つたがいいまして、私どもとしては、こうした中間報告をせつからくよだいいたしましたので、できるだけ早く中間報告を生かすような制度改正等に取り組んでいきたいと考えておりますが、ここで余り軽はずみにいつといふようなことを申上げるのもちょっと自信がないわけでございませんが、その次の予算案と言いたいところであります。

それから、海外のこの種施設の設置につきましては、確かに各方面からそういう施設を持つべきじゃないかといふふうに思つておるところです。この問題についての具体的な見通しのものと中間報告のようないいえども、改めてお尋ねいたします。

○白井政府委員 「委員長退席」 加藤(卓)委員長代理着席

〔委員長退席〕 先ほども若干御説明させていたいたことではござりますけれども、この調査研

質問にも、周りのいろいろなことがあってそれとの関係で介護保険等の問題についてもいろいろある、こうおっしゃいましたが、この問題は将来も、民業と郵政省の事業をどのあたりで調和をさせていくのかというテーマはずっと統していくんだろうと私は思うのです。

しかし、考えてみると、私は数年前にJR改革に深くかかわりました。しかし、当時の国鉄といふのは随分手足をみんな縛られておって民営の鉄道事業のようなわけにはいかない。民営の鉄道事業の方は、もうかるものには全部手を出せということが可能であった。しかし、国鉄は全部手足を縛られて身動きがつかぬというような状態の中で、結局先般のような分割・民営という極めてジカルなことをやらざるを得なかつた、こういうことがあつたと思うのであります。幸い郵政の方は、数年前に一千数百億もあつた赤字といふものをみんな一体となつて努力をされて解消された。その現場における姿を私ども見ておりますが、郵政、変わったなという感じがするのであります。

そういう意味で、民と郵政省との関係の調和といふものはいろいろあると思いますけれども、この関係には一つの理念、新しい哲学のようなものを持たなければいかぬ時期に来ておるのでないか、中間報告はこのように相当大胆なことを言つておりますけれども、これを具体化するとなれば、大蔵省はいろいろなことを言う、ほかの業界もいろいろなことを言うというようなわけでなかなかが、今も局長ほどの大胆な人が、ことしの概算要求でも手始めにいろいろなことをやろうとおしゃるのかと思つたら、もともと六月にこれが出てきたのでありますから、ことは無理にして、来年の予算要求あたりからみたいなニアンスに、今までしたけれども、もう一つは、何といつて、もとの民と官の関係をどのようにしていくのか。官官といつても実際上は民間的的手法といふのを相手程度やつていかなければ成り立たぬ時代に来て

いるのではないかと私は思つておるわけであります。そういう面で、今お話をございました保険と年金を統一した、一体化した商品を出していくとなれば、当然法律改正を必要とする大問題だらうなわけです。それはわかりますけれども、やはり郵政の進路というものをこの際明確にして、その中で民と官との調和とかいろいろなところとの調和というものはこの理念でいくんだということを鮮明にしていく必要があるんじやないか。

例えば民の方でも、ある意味で言えば老人ホームつきの、介護なんというものをもつと領域を超えて、この保険に入ると将来決定的に健康的に参った方々は老人ホームのようなどころにも行けますよというような商品も始まりつつある。こういう段階でありますから、特にさつきお話にもございました身障者の関係とか、あるいは特に介護の関係とか、民の場合はどうしたってやはり営利といふものを念頭に置かなければ成り立つていかない。幸い郵政省の場合は全国二万四千余の郵便局というネットワークを持っておる。そういう意味では体の不自由な方々等に対する関係など、民とは相当違った角度で、厚生省との繩張りや何かの関係もいろいろ出てくるのだろうと思はりますけれども、一つの理念、方針を持って大胆に前へ進んでいいんじゃないかな、こういう認識ですが、いかがでしょうか。

尽力を願いたいと思います。それから、時間の関係で先に申し上げますけれども、保険や年金に関する税制の問題であります。

私、諸外国をずっといろいろ私なりに調べてみますと、日本より相当進んでおるところがある。しかしながら、日本よりも若干おくれておるところもあるのであります。しかし、日本のようならこの水準まで参りました社会の体制からいえば、この間の税制改革というのは非常に生煮えで、あいにくやあいになって内閣一つぶつぶれるような状況になつたのでありますけれども、本来ならば税制改革の中にこの年金や保険というものに対する税制改革も並行して相当大胆なものが取り込まれなきやならなかつたのだという認識を私は持つております。したがつて、この税制改革となると恐らく郵政省の中ではそれなりの考観があるんだと思う。しかし、これは一々大蔵省の鼻息をうかがつておつたんじや、幾らたつてもらちは明かぬという感じがいたします。そこで、この年金・保険に関する税制措置については、もつと大胆な切り込みが必要だ、恐らくこれは党派を超えて、すべての国民の代表機関たる国会の考観方は私は必ず一つにまとまるだらうと思つてゐるのであります。そういう意味で、この年金・保険の税制措置に関する考え方をもつと大胆に展開すべきだと私は言うのですが、いかがでしょうか。

○白井政府委員　すべて先生から私どもに対する叱咤激励と受けとめさせていただきまして、いろいろ努力していかきやならぬと思つています。

この税制の問題につきましては、申すまでもなく二つの側面がございまして、一つは、保険料あるいは年金の掛金というものを支出いたしますときに、その支出分を所得から控除してもらひという側面と、今度は逆に保険金を支払つてもらったあるいは年金を受け取つたりしますときだ、それに対してもかかる税金の軽減措置を講じてもらひという二通りの面が税制上の問題としてはあると思います。そのいずれにつきましても、毎年実は

私は、これは民間の生命保険あるいは農協共済の担当の方とも一緒にあります。この問題について、何とか所得控除について控除枠を拡大したいとか、あるいは受け取り保険金についても、例えばお年寄りが受け取られるものについては免税措置を講するような方策を講じてもらいたいとか、いろんなことをやってきておりますが、力不足ということもありますまして実現を見るところまで至っておりません。先生方のまことにお力添えやお知恵もおかりしながら、いずれこれはまた大きな問題になつてこようかと思いますので、何とか風穴を開けるべく努力してまいりたいとうふうに考えております。

○阿部(昭)委員　この問題はいずれじやなくて、来年の概算要求や何かの中には、それは大蔵省とけんかになるかどうか知りませんけれども、大胆に出すべき問題だ、こういう認識を持っております。

若干申し上げますと、私はたしか去年の委員会だったと思うのであります。例のアメリカの個人退職年金などの問題を日本でも考えるべきだというようなことも申し上げました。今度の中間報告でも、個人年金のための税制措置のあり方に非常に的確に触れております。現在、この生命保険料の控除の枠内で、わざかに年間五千円という話ですね。これは現状からいって、まるきり税制措置があるなどという認識にはならぬ。それから今度、厚生省などでも国民年金のみに加入しておる第一号被保険者、こういう人たちのために国民年金基金の創設を進めようとしておる。この中間報告でも言っておるようだ、だれもが自由に加入できる、特にサラリーマンの奥さんのような第三号被保険者、こういう皆さんの生涯設計といふものはまだまだ非常に立ちあぐれておる状況にある。こういう状況からいふと、今の税制措置といふものは相当大胆な切り込みが必要な時期に来ておる。という認識を私は持つておるわけあります。そういう意味では、民業、官業の問題はありますけれども、村岡大臣、郵政省はこの一点だけでも大蔵

りたい、こう思っております。
また、民業と国営ということ、これは経緯のある状況でございまして、私もしっかりと考え方を持つべきでないか、こういうような御指摘もございました。民主主義の世の中ではござりますので、私どもの言い分けなかなか通るということはないわけでございますが、やはり主張すべきは主張し、また調整もとりながらそういうものも解消に向けて話していきたい。特に今御指摘あります税制の改革について、年金は五千円だ、保険の方も微々たるものだ、これは国営の方あるいは民営問わず長年の要望でもありますので、断固とかなんとかということではなくて、直ちに検討を始めまして、趣旨に沿って最大の努力をしていく考えでございますので、そのときの御協力、御指導をお願いを申し上げたいと思っております。
以上でございます。

○岡部(昭)委員 まことに力強い御答弁をいただきました、ありがとうございました。

以上で終わります。

○加藤(卓)委員長代理 佐藤祐弘君。

私どもは、これは民間の生命保険あるいは農協共済の担当の方とも一緒になりまして、この問題について、何とか所得控除について控除枠を拡大したいとか、あるいは受け取り保険金についても、例えばお年寄りが受け取られるものについては免税措置を講ずるような方策を講じてもらいたいとか、いろんなことをやってきておりますが、力不足ということもありますして実現を見るところまでは至っておりません。先生方のまいろいろお力添えやお知恵もおかりしながら、いずれこれはまた大きな問題になつてこようかと思いますので、何とか風穴を開けるべく努力してまいりたいとうふうに考えております。

○阿部(昭)委員 この問題はいざれじやなくて、来年の概算要求や何かの中には、それは大藏省とけんかになるかどうか知りませんけれども、大胆に出すべき問題だ、こういう認識を持っておりま

省と断固として勝負をするというのが当面の一つの、ああ、村岡大臣の時代に大蔵省に断固として郵政省の主張を通してやつたというくらいのことを行るべきテーマじゃないか、こういう認識を持つておるんです。民業の方も民業の方でいろいろな言い分を持つておるようありますよ。しかし、私はこういうテーマこそ、何でもかんでも取り仕切りは大蔵省が全部やつておるというう本のこんな姿をまず郵政からぶち破つていくことを、がっていいのではないか、こういう認識を持つておるのであります。そういう意味で村岡大臣からそのあたりの御決心をお聞きして、私の質問は最後にしたいと思います。

○村岡国務大臣 阿部先生からいろいろな御意見、御指摘を交えました質疑がございました。簡易保険あるいは郵便年金等の組み合わせによる生涯商品の問題等いろいろ中間報告もあったようですが、これも直ちに検討してやつてしま

○佐藤、祐 委員 最初に、日米電気通信摩擦問題について質問します。

塩谷局長に来ていただいておりますが、この問題は先ほども同僚委員の質問もありました。牛込前官房副長官も首相特使ということで訪米され、昨日は小沢日米郵政事務次官が訪米されました。お。いよいよ交渉も大詰めという感じもしております。わけですが、私はもともと、アメリカが包括貿易法、いわゆるスープー三〇一条による制裁というようなことを振りかざして新たな要求を押しつけてくるというやり方自体、非常に不当なものだと思っておるわけです。幾つかありますが、今回最大のポイントは、アメリカのモトローラ社の自動車・携帯電話ですね。これの首都圏、中部圏への参入問題だと思っております。このところ大変気がなっておりましては、ここ数日、日本側が一括決着で譲歩案とか周波数の割り当てについても譲歩案を用意しているとかといった報道がしきりに行われているという点なんですね。これまで郵政省は、そんなアメリカ側の要求には応じられないと、割り当てる新たな周波数もないんだというふうに言っておられたと思うのですが、そのあたりはどういうことなのでしょうか、最近の一連の報道は。

るところぞございまして、情勢は厳しく、なかなか楽観できませんけれども、解決に向けて最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 ポイントとしては、一たんテレマーニナルサービスですか、に割り当てたものを暫定的にせよ使わせるようにしようとか、あるいはNTT方式に加えてモトローラ方式を併用されるといいますか、そういう案も用意されているんだというようなことが言われているわけですね。私が特にこれは重大だなと思っておりますのは、一たんテレマーニナルサービスに割り当たつ周波数を変更して、アメリカの要求に応じるといいますか、屈服する形で割り当てるということになりますと、これは通信主権の上からいっても非常に重大な問題だというふうに思うのですね。今御答弁ではそのあたりが明確ではなかつたのですが、その点について、郵政省としては譲歩してもいいんだという方向に傾きつつあるのではないかという懸念を持つのですが、どうですか。

○塩谷政府委員 新聞などに報道されておりますいろいろな事実といいますか、事例を御引用なさつてお尋ねでございますけれども、これは私ども、これまで首都圏での自動車電話を始めるに当たりましたいきさつ、MOSS合意を発端にいたしまして、それによつて新たに新規参入の事業者が出てきた、そういう事業者に周波数を割り当て、技術基準を改正してモトローラ方式でやれるようになつたという経過を踏まえまして現在落ちついたわけでございますけれども、その辺の合意の内容を説明してよく理解を求めているというところで、要求には応じられないということで来ておりましたし、その辺については重ねてアメリカ側に説明して理解を求めているわけでございます。そういったことで、この問題、ただ、将来に向かつて何かデジタル化というようなことでお

互い解決の道を図れないとということは提案しておりまして、その辺について重ねてアメリカ側の理解を求めているところでございます。

○佐藤(祐)委員 たしか郵政大臣は、小沢前官房副長官、今度発米しましたが、それ以前に御一緒に協議もされたという報道がありました。先日の委員会でも、毅然として対処するという趣旨の御答弁もあつたと思うのですが、やはり重要な問題、通信主権にかかる問題では不当な要求には屈服しないといいますか、断固主張するところは主張するということでなければ、国民に対する責任は果たせないんだというふうに私は思うのですが、その点の御見解をお聞きしたいと思います。

○村岡国務大臣 今、局長からも答弁ありましたようだ、主張すべきは主張し、そして今、主権といふものについては断固として守つていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 どうも一連の報道でかなり懸念を持っておりますので改めてお聞きしたのですが、屈服することがないように、そういう姿勢で対応してもらいたいということを重ねて申し上げておきたいと思います。

塙谷局長、どうもありがとうございました。

法案の方でありますと、簡保と郵便年金の改正案についてであります。今回提案されております内容は、簡易保険法の一部改正では、従来掛け捨てであった定期保険に生存保険つきの定期保険を新設するということを中心とした幾つかの改善でありますから、私もこれは結構なことだというふうに思っております。また郵便年金法の一部改正も、受取人が不慮の事故等で傷害を受けた場合とか疾病にかかる場合の傷害特約あるいは疾病傷害特約の制度を新たに設けようというものでありますから、これも加入者の利益になるといいますから要望に沿うものであると思いますので、これも賛成の立場であります。

それで、きょうお聞きしたいと思いましてのは、昨年でしたかお尋ねしたことがあるのですが、簡易保険事業の中のいわゆる団体保険に関連

する問題で一、三をお聞きをしたいと思ひます。団体保険は全体の中で三四%ぐらい占めていります。保有件数も保険料額もかなりの比重を占めているわけですね。地域、職場のものと旅行会でありますとか観劇会、いわゆる同趣向好団体の大きさで二つがあると思いますが、その同趣向好団体の保険料の集金事務を委託されている団体の一つに簡易保険郵便年金加入者協会というのがあります。先日、この加入者協会の役員の名簿を郵政からいただいたのですが、会長さんが諸井慶さんとなっているのですね。この方は、秩父セメント会長で昨年十二月まで郵政審議会の委員をやめておられたの方と同じ方でしょうか。

○白井政府委員 会長の諸井様については、そのおりでございます。

○佐藤(祐)委員 たしか諸井さんは、リクルートの未公開株の譲渡の問題で、けじめをつける、責任をとるんだということで一切の公職から退くと、いう態度表明をなさって、郵政審議会の委員もそれでおやめになつたというふうに承知しておるのですが、この加入者協会というのももちろん郵政大臣認可の法人、公益法人ですね。そういう点では、私的なものではなくて大変公的な団体だろうと、いうふうに私は思つてゐるのですね。その加入者協会の会長を続けておられることに、役員名簿を拝見しまして非常に奇異な感じがしたのです。そういう点は郵政省はどういう認識ですか。

○白井政府委員 事実の内容については私も立場にございませんけれども、ただいま先生お話をございましたよななことが新聞などに報ぜられておりましたことは承知いたしております。それで、現在加入者協会の会長というお立場にあるわけですが、このことについて私はとてもはつきりかくどうこうということは特に考えておりません。

○佐藤(祐)委員 そうすると、郵政審議会の委員の場合は申し出があつてやめられたのか、今回の場合は全くそういう申し出がなかつた、そのままになつてあるということなんでしょうか。

○松野(春)政府委員 郵政審議会関係についてお答えいたしますけれども、昨年の十二月十三日付だったと思いますが、一身上の都合により辞任したという辞職願が出てまいりました。決裁処理を終わって、十二月十九日付で辞任されたという経緯でございます。

○白井政府委員 加入者協会の会長について御説明する前に加入者の会ということについて申し上げさせていただきたいと思いますが、実は加入者の会というのは昭和二十七年にばつばつ全国的にあちこちで、いわば簡易保険事業の応援団のような形で加入者の会というのができたわけでござりますが、その加入者の会の会長とというのを諸君さんがやつておられるわけであります。そして、御指摘の加入者協会というのは、その加入者の会の事務局といふような意味合いで三十五年にできました。したがいまして、加入者協会の会長は加入者の会の会長が事実上なるという、俗に言うラボスト指定というような感じでずっときておりまして、今日もそのままの形になつているということをございます。

○佐藤(祐)委員 経過は別に質問してないのですが、財界の役職も政府関係の役職も一切引くといふことを明言されたわけですね、華々しく記者会見までやって。しかし、加入者協会の役員は会長として残つておられる。この団体も相当な団体でしょう。職員数も千五百おりますし、いわゆる同趣向好団体の保険の七七%をこの加入者協会は扱っているわけですから。こういう公的なものをそのまま続けておられるのに非常に私は違和感を覚えるのですが、そこはやはり検討すべきじゃないかということは申し上げておきたいと思いますが、どう思いますか。

○白井政府委員 当委員会で先生の方からそういうお話があつたということはもちろん私ども頭に入れておきたいと思いますが、加入者の会の会長というのは加入者の会の皆様方が選ばれるというような形になつておりますので、加入者の会の皆様方の御意向次第だというふうに考えておるとこ

○佐藤(祐)委員 あるいは、私は諸井さんがそういう会長になつてはいることを忘れておられるのではないかという気もするわけですね。はつきりされた方がよいことを申し上げておきたい。

〔加藤(卓)委員長代理退席、委員長着席〕

それから、団体保険の関係で、集金人の方、大変多いわけですが、委託契約の契約書の中に集金手数料、これが明示されていないという問題を昨年取り上げたわけです。この集金の業務というのは大変ふえているわけですね。調べますと、一昨年の三月末とことしの三月末を比較いたしますと約一五%件数があふえている、四百五十五万件です。先ほど言いましたように、これが同趣同好団体の件数の七七%にもなるうとしている。だんだんふえる傾向にあるわけです。ですから、恐らく集金の業務もふえるし集金人の方も今後ふえていくのじゃないかと思われるのです。それだけに、契約に関する問題はきちっとしておいた方がいいということで再度お尋ねをするわけですが、集金手数料についてははどういう取り決めになつておるのかという点をまずはお聞きしましょう。

○白井政府委員 集金につきましては、集金を直接行いますいわゆる集金者と申しますか、集金をされる方と集金を依頼する方の、先生おっしゃいました同趣同好団体の方との契約書がございまして、一般的にはその契約に基づいて集金をお願いをしておるようですが、その中で、集金手数料の問題については、その契約の中では別に定めるとかいうような規定の仕方があったと記憶しております。

○佐藤(祐)委員 別に定めるということになつているようです。私もそう承知しておりますが、それは実際にどういうふうに定められておるのでありますか。

○白井政府委員 幾つかの決め方があるようですが、今までして、それぞれの地域の郵便局ごとにづくられております局の団体の連合会によつてその様式はいろいろ違つておるようでございますが、考

え方としては、一つは、集めます保険料の金額をもとに手数料をはじくというようなやり方をとつておるところもあるようです。それから、一軒のうちで数件の保険に入っているような場合は、あえて言えば世帯数のようなものを基準にしてはじいているところもあるようありますし、あるいはそれらを両方合わせたような物差しで集金手数料をはじいているというところもいろいろあるようでございます。

○佐藤(祐)委員 これは契約書によりますと、甲は乙に対して別に定める額を支払うというような契約書なんですよ。甲というものは要するに協会なんですね。協会の、関東地方でありますとその事業部長でありますとか、そういうことになつてゐるわけですから、協会側で決めるのだということだと思うのです。

時間もあれですか具体的な問題でさらにお聞きたいのですが、東京の場合は集金額の一・二%ということでおつたわけですね。そのことは去年の委員会でも認められたのです。それが昨年の四月に一・二%から一・一%に手数料が引き下がられたのです。ことしの四月にさらに一・〇%に引き下がられた。二年の間に一・二%から一・〇%に引き下がられたわけですね。これは引き下げ率といふことでいいますと一六・六%ぐらいになるのですよ。一割五分以上手数料が引き下がられる。これは集金をしておられる方にとつてはかなり大きな打撃ですよ。手数料が一六・六%もわずか二年の間に引き下がられる。集金人の方といふのは簡保の事業を支えておられる方であるわけですが、そういう方たちに対して手厚く遇するのではなくて手数料を二年間に一六・六%も引き下げるというのは、私は非常にひどいやり方だというふうに言わざるを得ないわけですね。そういう点については郵政省としてはどういうふうに考えておられるのか。

○白井政府委員 最初にちょっとおわび申し上げなければなりませんが、集金をなさいます方と契約を結ぶ相手方は加入者協会の方でございました

ので、その点ちょっと先ほど間違つたことを申し上げたように思います。

そこで、集金手数料の問題でございますが、確かに一部の地域、最近はちょっと組織が変わっておりますが、関東事業部というところでおおむね

先生が御指摘になりましたような手数料の引き下げということが行われた事実があるようでございます。この点につきましては、なぜそういうことをしたかというお話をもなるうかと思いますけれども、手数料の決め方の物差しというのが事業部によって異なつておりますために、引き下げを行いました関東事業部では、手数料に回る原資の分け方の問題でありますけれども、集金手数料に回りましたような措置をとつたようございます。

○佐藤(祐)委員 そういう説明になるとますますおかしな感じがするのですが、団体保険の場合は団体割引として五%でしょ。それと二%含めて七%という数字があるわけですよ。二%の枠の中で集金手数料というものを出すわけですよ。それが今のが説明では、そこは資料も後でまたいただいたいと思いますが、他に比較して高いから下げたのだということですが、私は必ずしもそうは思つてないのですよ。いずれにしましても、そ

うしますと残りの取り分がうんとふえるわけですね。〇・二%といいますと、概算ですが、契約件数が四百五十五万件で、一件当たり平均一万円としまして、毎月九千百万円、一年間に十億九千二百万円の増収になるのですよ。加入者協会のた

めには、確かに必要な経費というのをこゝにわざか本部の方にも上げてくるようになつておりますが、これは率からいたしますと〇・〇何%という

ようなオーダーのものでございまして、それを、そうして集金の方の率を下げたことによつて出たお金を別のものに使つているとか、そういうことではございません。

○佐藤(祐)委員 これで終わりにしますが、今の御説明でも全国で大変ばらばらだとかいうことがありました。もつときちと整備をした方が私はいいと思うのですよ。それから、非常に高いのを下げたかのような御説明でしたが、非常に高いなんることは私はないと思っています。もつと、つり合ひをとるというなら、むしろ非常に低い方を上げるのなら話はわかるのです。この二年間の間に物価も上がり、いろいろ上がつて。郵政省の職員も賃上げはあるわけですね。集金人の方は

一六%のいわば賃金カットをしたようなものですよ。こういうのは非常に不明朗だ。それで、なぜ

用に回すということになつておるわけですが、問題はその二%をどのように配分するかの問題でありますし、その配分の率が、集金の方の手数料と

して回る率が関東の場合は非常に高かつたので、それをならすということで先ほど申し上げたようになります。この点につきましては、なぜそういうことをだんだんと広がってきて、団体の数も扱い件数も非常に多くなってきたわけですが、そのためには手数料の決め方などが全国的に見るとかなり実はまちまちでありますけれども、集金手数料に回る率が全国的に見ても関東事業部の管内の率が極端に高かつたということがあつて、それを全国的に少しおそらうということで、先生からお話をありましたよな措置をとつたようございます。

○佐藤(祐)委員 そういう説明になるとますますおかしな感じがするのですが、団体保険の場合は団体割引として五%でしょ。それと二%含めて七%といいますと、概算ですが、契約件数が四百五十五万件で、一件当たり平均一万円としまして、毎月九千百万円、一年間に十億九千二百万円の増収になるのですよ。加入者協会のためには、確かに必要な経費というのをこゝにわざか本部の方にも上げてくるようになつておりますが、これは率からいたしますと〇・〇何%という

ようなオーダーのものでございまして、それを、そうして集金の方の率を下げたことによつて出たお金を別のものに使つているとか、そういうことではございません。

○田名部委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○田名部委員長 これにて両案について討論に入りますのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田名部委員長 これまで、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田名部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田名部委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田名部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会はその団体の方々が観劇にあるいは旅行に使う費

用に莫大な、一年に十億円も加入者協会に新たにお金が入つてくるような措置をとつたのか、この疑問はまだ解明されないところです。

それで、加入者協会の役員は、諸井会長以外の方は皆郵政省出身者だということは周知の事実ですね。それから、加入者協会の方にも、郵政省がらのいわゆる天下りでありますとかいろいろな方が大変多いということなんかねがね指摘をされています。この点につきましては、なぜそういうことをだんだんと広がってきて、団体の数も扱い件数も非常に多くなってきたわけですが、そのためには手数料の決め方などが全国的に見るとかなり実はまちまちでありますけれども、もつと明確につきりしたものに、集金人に不利益をもたらさないような方向で改善を進めるようになります。そういう大人数を支えるための増収策ではなかつたのかと、うなづかれておる

ということになりますから、この問題はきょうは時間がないので終わりにいたしますけれども、もう一度、余りまちまちなものもいかがなものか、少なくとも決め方の基準くらいはできるだけ統一したよな方向へ持つていくのが筋ではないかと行以上、余りまちまちなものもいかがなものか、いうことを実は私も言つておつたりしたこともございまして、そういう方向に向けるといふ意味で、集金をなさる方に回る率がほかに比べて極めて高いところについて多少是正措置をとつたといふことであると理解しております。

なお、確かに必要な経費というのをこゝにわざか本部の方にも上げてくるようになつておりますが、これは率からいたしますと〇・〇何%という

ようなオーダーのものでございまして、それを、そうして集金の方の率を下げたことによつて出たお金を別のものに使つているとか、そういうことではございません。

○田名部委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○田名部委員長 これにて両案について討論に入りますのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田名部委員長 これまで、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田名部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田名部委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田名部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会はその団体の方々が観劇あるいは旅行に使う費

に給付責任期間（特約の効力発生の日から始まる期間であつて、その期間中に年金受取人又は特約対象年金継続受取人が疾病にかかり、又は不慮の事故等により傷害を受けた場合に、国が当該疾病又は傷害について給付金の支払の責めに任ずる期間をいう。以下同じ。）を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 給付金額（特約に係る疾病又は傷害によつて生じた結果に対し、第十三条の二又は第十一条の三の規定により支払う給付金の額をいう。以下同じ。）及び特約給付責任額（年金受取人及び前条第三項の特約における給付金の支払を受ける年金継続受取人（以下「特約対象年金継続受取人」という。）のそれぞれについて支払を約した給付金の限度額をいう。以下同じ。）に関する事項

第六条の次に次の二条を加える。

（年金契約者の制限）

第六条の二 年齢十年に満たない者を年金受取人とする年金契約に特約を付する場合には、年金契約者は、年金受取人の父、母、祖父、祖母、兄又は姉でなければならない。（特約における第三者の同意）

第六条の三 第三者を年金受取人とする年金契約に特約を付する場合には、その者の同意がなければならぬ。ただし、年金支払事由発生日以後に特約を付する場合であつて次の各号のいずれかに該当する場合、又はその第三者が年齢十年に満たない者である場合は、この限りでない。

一 主契約において年金継続受取人の指定がされていない保証期間付年金契約に付するとき。

二 保証期間付年金契約以外の年金契約であつて主契約において年金受取人の死亡につき返還金の支払をすることとされているもののうち、当該返還金の受取人が指定されていないものに付するとき。

三 保証期間付年金契約以外の年金契約であつて主契約において年金受取人の死亡につき返還金の支払をしないこととする年金契約に付するとき。

2 第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約を付する場合において、特約対象年金継続受取人となるべき者が第三者であるときには、前項本文の規定を準用する。

第七条中「年金継続受取人」の下に「、次条の規定により給付金を受け取るべき者（以下「給付金受取人」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（給付金受取人）

第七条の二 特約において、第十三条の二又は第十三条の三の規定により年金受取人又は特約対象年金継続受取人の死亡に係る給付金を支払う場合にあつては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める者を給付金受取人とする。

一 年金受取人（年齢十年に満たない者を除く。）の死亡の場合

二 年齢十年に満たない者を年金受取人とする年金契約の区分に従い、それぞれに定める者

イ 年金支払事由発生日の前日までに年金受取人が死亡した場合

ロ 当該特約に係る主契約（当該特約が付されている年金契約における第五条第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。）において該当する年金受取人の死亡により支払われる返還金（以下この号において「死亡返還金」という。）の受取人となる者

ハ 年金支払事由発生日以後に年金受取人が死亡した場合

保証期間付年金契約に付されている特約にあつては、年金受取人の死亡が保証期間の満了前に生じたものであるときは当該特約に係る主契約において年金継続受取人と取人の遺族

保証期間付年金契約に付されている特約にあつては、年金受取人の死亡が保証期間の満了前に生じたものであるときは当該特約に係る主契約において年金継続受取人と取人の遺族

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

一 年金受取人（年齢十年に満たない者を除く。）の死亡の場合

二 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合に規定する給付金の支払の事由以外の事由に係る給付金を支払う場合にあつては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める者を給付金受取人とする。

一 年金受取人に給付金の支払の事由が生じた場合

年金受取人。ただし、給付金を請求する前に年金受取人が死亡したときには、年金受取人の遺族

二 特約対象年金継続受取人に給付金の支払の請求する前に特約対象年金継続受取人が死亡したときには、特約対象年金継続受取人の遺族

保証期間付年金契約に付されている特約にあつては、年金受取人の死亡が保証期間の満了前に生じたものであるときは当該特約に係る主契約において年金継続受取人と取人の遺族

第十三条の三 疾病傷害特約においては、年金受取人又は特約対象年金継続受取人がその給付責任期間中に疾病にかかるたとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、年金約款の定められたる原因とする死亡、身体障害、病院又は診療所への入院その他当該傷害によって生じた結果に対し、給付金を支払う。

（疾病傷害特約）

第十三条の二 傷害特約においては、年金受取人又は特約対象年金継続受取人がその給付責任期間中に不慮の事故等により傷害を受けたときは、年金約款の定められたる原因とする死亡、身体障害、病院又は診療所への入院その他当該傷害によって生じた結果に対し、給付金を支払う。

（特約に関する簡易生命保険法の規定の準用）

第十三条の四 特約における給付金の支払については、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三十二条第四項、第三十三条第三項、第三十七条の八、第四十二条第四項及び第三項及び第三項並びに第二十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 次に掲げる者は、給付金受取人となることができない。

一 第一項の規定に基づき給付金受取人となるべき者であつて故意に年金受取人又は特約対象年金継続受取人に当該給付金の支払の事由の発生に係る傷害を与えたもの

二 第二項の年金受取人又は特約対象年金継続受取人の遺族であつて故意に年金受取人又は特約対象年金継続受取人の遺族又は特約対象年金受取人の遺族を殺したもの

三 第八条第一項中「年金継続受取人」の下に「未払年金の受取人、給付金受取人」を加える。

（傷害特約）

第十三条の二 傷害特約においては、年金受取人又は特約対象年金継続受取人がその給付責任期間中に不慮の事故等により傷害を受けたときは、年金約款の定められたる原因とする死亡、身体障害、病院又は診療所への入院その他当該傷害によって生じた結果に対し、給付金を支払う。

（特約に関する簡易生命保険法の規定の準用）

第十三条の四 特約における給付金の支払については、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三十二条第四項、第三十三条第三項、第三十七条の八、第四十二条第四項及び第三項並びに第三項並びに第二十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

四十四条第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

え、同条の次に次の二条を加える。

	被保險者が保険契約 が年金契約	年金受取人又は特約対象年金継続受取人
第三十三條第三項及び 第三十七條第八第一項	保険金額 保険約款	給付金額 年金約款
第三十七條第八第二項	被保險者 保険金額	被保險者 年金約款
第三十七條第八第二項	被保險者 保険金額	被保險者 年金約款
第四十二条第三項	部分の保険金額 保険契約 被保險者 保険金	部分の給付金額 年金契約 年金受取人又は特約対象年金継続受取人 年金契約復活 被保險者 保険契約復活 保険金額
第四十二条第四項	部分の保険金額 保険契約 被保險者 保険金	部分の給付金額 年金契約 年金受取人又は特約対象年金継続受取人 年金契約復活 被保險者 保険契約復活 保険金額
第十四条の次に次の二条を加える。 (特約給付責任額)	約を付することができない。 2 年金受取人又は特約対象年金継続受取人を被 保険者とする簡易生命保険法第五条の二に規定 する傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、 その傷害特約及び疾病傷害特約に係る保険金額 を前項の合算額に合算した額について、同項の 規定を適用する。	第十四条の次に次の二条を加える。 (特約給付責任額)
第十四条の二 特約給付責任額については、年金 受取人及び特約対象年金継続受取人のそれぞれ 一人について、その者を年金受取人とする特約 及びその者を特約対象年金継続受取人とする特 約のそれぞれ傷害特約に係るものと疾病傷害特 約に係るものとの合算した額(次項において「合 算額」という。)が千万円を超えることとなる特	第十五条中「及び」を「並びに」に改め、「年金受 取人」の下に「及び特約対象年金継続受取人」を加	第十五条中「及び」を「並びに」に改め、「年金受 取人」の下に「及び特約対象年金継続受取人」を加

(面接) 同条の次に次の二条を加える。

特約においては、国又は年金契約者が、年金
契約の申込みの当時、既に年金受取人又は特約
対象年金継続受取人が疾病にかかっていること
又は不慮の事故等により傷害を受けていること
を知つてゐるときは、国は、当該疾病又は傷害
について給付金の支払をする責めに任しない。
第十九条に次のただし書を加える。
ただし、次条に規定する場合においては、こ
の限りでない。

第十九条の次に次の二条を加える。

(特約の失效)

第十九条の二 年金契約者が、特約が付されてい

九 第五条の第三項の規定による給付金の支払を約した特約が付された年金契約にあっては、特約対象年金継続受取人の氏名、生年月日及び男女の別

十 年齢十年に満たない者を年金受取人とする年金契約に特約が付されたときは、年金受取人と年金契約者の統柄

る年金契約の主契約に係る掛金払込期間の経過後(掛け金を一時に払い込む年金契約にあつては、その年金契約の効力発生後)もなお払い込むべき当該特約に係る掛け金を払い込まないで、年金約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該特約は、その効力を失う。

第二十一条中「前条」を「第十九条」に改める。

十一 特約が付されたときは、その旨並びにこの
に係る特約給付責任額、掛金の額及び給付
責任期間

第二十二条第一項中「年金受取人の配偶者(届出がなくとも事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受取人の死亡当時年金受取人の扶助によつて生計を維持していた者及び年金受

込みの撤回等が年金約款の定めるものに該当するときは、この限りでない。

取人の生計を維持していた者」を「年金受取人の遺族」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に

第十八条の二に次の二項を加える。

改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「年金繼

私の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等はその効力を生じない。ただし、申込みの

続受取人が「を」を「遺族が」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に給付金の支払の事由の生じたことを知つて

の一項を加える。

いるときは、この限りでない。

上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにその

(特約の無効等)

者の死亡当時その者の扶助によつて生計を維持してゐた者及びその者の生計を維持してゐた者

対象年金継続受取人の詐欺による特約は、無効とする。

とする。

和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「同事業經營上ノ年金」の下に「給付金」を加える。

(郵便振替法の一部改正)

第三条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「係る年金」の下に「給付金」を加える。

(簡易生命保険法の一部改正)

第四条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条次の一項を加える。

4 被保険者を郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)に規定する年金受取人又は特約

対象年金継続受取人とする同法第五条の二の傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、その傷害特約及び疾病傷害特約に係る特約給付責任額を前項の保険金額に合算した額について、前項前段の規定を適用する。

第五十七条第二項中「昭和二十四年法律第六十九号」を削る。

理由

最近における年金需要の動向に鑑み、加入者に対する保障内容の充実を図るために、郵便年金に傷害特約及び疾病傷害特約の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年六月二十七日印刷

平成元年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局